

2章 各取り組みの実施状況

2 章 各取り組みの実施状況

2-1 地権者支部別懇談会による情報提供・意向把握

「跡地利用基本方針策定に係る指針」、「跡地利用基本方針(案)」の説明と、その内容に対する意見収集を主目的として、以下の通り地権者支部別懇談会を実施した。

懇談会実施にあたっては、「跡地利用基本方針策定に係る指針」、「跡地利用基本方針(案)」の内容を地権者に十分理解してもらうため、分かりやすい資料を作成し、説明するよう留意して行った。

また、第2回懇談会実施にあたっては、地主会との連携のもと、懇談会の事前に地主会評議員、普天間飛行場跡地利用対策委員、若手の会を対象に懇談会への参加呼びかけ依頼を行う等、多くの地権者の参加が得られるよう努めた。

(1) 第1回地権者懇談会

①懇談会の内容

- 広域的な都市基盤（幹線道路、大規模公園等）や公共公益施設の整備について
の勉強会 ～那覇新都心地区を参考に～
- 跡地利用基本方針策定に係る指針について
- 質疑応答、意見交換

②開催状況

開催日	会場	対象地区	参加者数
7月21日(木)	喜友名公民館	喜友名、伊佐	13
7月22日(金)	普天間三区公民館	野嵩、新城	12
7月25日(月)	(新) 大山公民館	大山、大謝名、真志喜	20
7月26日(火)	宜野湾公民館	宜野湾、佐真下	24
7月27日(水)	中原公民館	中原、赤道、上原	10
7月28日(木)	十九区公民館	神山	12
7月29日(金)	農協会館2F	全地区	30
計			121

②懇談会であげられた意見の概要

地権者から「跡地利用基本方針策定に係る指針」に対してあげられた意見の概要は以下のとおりである。

1)「跡地利用基本方針策定に係る指針」全体の印象についての意見

- 指針は素晴らしい内容となっており、今年度中に基本方針策定を公表するということは非常によいことだと思う。
- 基本方針の内容についてこの段階で反対する人はいないと思うが、地権者の声なき声があるということも重々承知して跡地利用を進めてほしい。
- とても素晴らしい計画だと思う。跡地利用計画には、地権者の子供や孫の生活が係わってくる。また、非常に緻密にこれだけの方針を具体化し、遂行していくこととなるため、女性の意見も取り入れられるような、宜野湾市の理想的な都市計画を進めていただきたい。

2)「跡地利用の基本方向に関する提言」についての意見

- 地権者が持っている土地は、先祖代々から受け継いだ土地であり、昔はここで生活をし、畑をしていた。跡地利用計画やまちづくりはする必要があり、良いことだと思うが、跡地利用の基本方向の1番目に書いてある通り、地権者が一番だということをくれぐれも忘れずに行って欲しい。
- 指針の中に、段階的な跡地利用の実現とあるが、段階的とは何年を意味してのものなのか。地権者は具体的な年数等が気になると思う。
- 今回は那覇新都心の返還とは次元の違う話であり、跡地利用によっては沖縄の将来を左右する大きなプランだと思う。そのため、東京の方ばかりに目を向けるのではなく、例えば国際的な機関を誘致するような努力をしていただきたいと思う。国際交流は子供たちにも良い影響を与え、若者にも刺激を与えると思う。また、そのような機関があれば経済的にもプラスになってくると思う。是非、世界的な視点を基本方針の中に入れていただきたい。
- 持続的、段階的な跡地利用の実現の部分で人口について記述がなされているが、沖縄の人口増加は、東京等の生産型の増加とは違い余暇型の人口増加であり、こうした特性を踏まえて経済効果等を考える必要がある。

3)「跡地利用の具体的な内容に関する提言」についての意見

- （仮）普天間公園については、どの程度の大きさを目標として考えているのか。また、公園の用地はどのように確保していくのか。
- これまでモノレールの話があまりなくて不安だったが、今回公共交通システムの導入ということで、明記されておりよかったと思う。交通システムの中でもモノレールに力を入れて、是非実現できるよう努めていただきたい。
- 「産学住遊創」と新しく聞く言葉があるが、具体的なイメージがしづらい。
- 宜野湾市はゴミ処理を他の市町村に任せている状態である。原油も昔に比べ相当高くなっており、これからはゴミが宝物になってくると思う。こうしたことを踏まえ、（仮）普天間公園の地下にゴミ処理場をつくってはどうか。ゼロエミッションの実現もゴミ処理場がなければ難しいと思う。
- これからは自分達が目に見える所で生産された物に需要があると思うので、自然との共生も含め、農地としての利用も計画の中に取り入れてもらえればと思う。
- 基本方針として大事な柱がいくつも出されているが、地権者として自分の土地に家を建てたいという気持ちを持つ人も多いと思う。その中で（仮）普天間公園の整備とあるが、自分たちが使える土地がどれくらいになるのか心配である。その一方で、那覇のような小さな路地ばかりの街をつくっても人は集まらないだろうし、広大な土地なのだから将来を見据えて立派な街づくりをしようという気持ちも地権者にはある。
- 軍用地として長い間使用されてきているため、普天間公園や道路等の基盤整備については、国に行ってもらいたい。地権者が提供する土地は最小限にさせていただき、広域的な公園の用地等は国が買い取ってほしいと思う。
- 沖縄の人口は130万人程度で、中部地域だと50万くらいの人口だと思うが、50万の人口がこんな大きな公園を利用して本当に地権者にメリットがあるのか。
- 大規模公園ができたために地域が分断されるようなことにならないよう留意する必要がある。また、沖縄には適正に管理されていない公園がたくさんあるが、管理や維持も十分考慮する必要がある。
- 公園の整備については地権者だけでは大変であり、是非国に協力をしていただきたいと思う。
- インフラ整備には国や県が何割程度負担するのか。また公園や道路ができた場合、維持管理費等を含めて国や県が責任を持ってやってくれるのか。
- 国や県も力を入れていくのであれば、県庁を持ってきてはどうか。宜野湾市役所の移転も考えられているのであれば、ぜひ推し進めて欲しい。
- （仮）普天間公園とあるが、観光資源として活用できるよう、宜野湾市にしかない施設を考えてみてはどうか。（展望台、ドーム型闘牛場等）
- 指針の中に周辺整備との連携とあり、「既成市街地」と「周辺市街地」という言葉が使われているが、何か意図があって使い分けているのか。

4)「今後の取り組みに関する提言」についての意見

- 若手の会を立ち上げ、活動しているとのことだが、地権者の二世、三世たちの意見は今後も重視して進めて欲しい。
- 宜野湾市の今のまちでさえ閉じたシャッターが多く、道路整備も進んでいないのに、普天間飛行場の跡地整備にどのくらいの期間がかかるのかを地権者は危惧している。今後も継続的に予算が付かないと前に進まないと思う。
- 先行取得は、希望者がいても全ては買えない状況のようだが、もっと積極的に跡地利用のための土地を買い取っていけば、地主も理解していくと思う。
- 街づくりに入ってから何年くらいで完成するのか。制度ができればすぐできると思うが、地権者の気持ちが一番大事だと思う。みんなの考えが前向きであれば素晴らしい街づくりができると思う。
- 普天間飛行場の返還については、新聞等で様々な報道を目にするが、もしすぐに返還となった場合、跡地利用に影響はないのか。

5) その他の意見

- 泊付近からの湾岸道路整備が予定されているようだが、跡地利用で計画している幹線道路（宜野湾横断道路）もそこにつながる予定はあるのか。
- 跡地利用の中で住宅をつくりたいという地権者が多くなった場合、どのように選定するのか。
- 環境問題について、米軍は文化財調査には協力的だが環境調査になるとあまり協力的ではないということで、北谷のように汚染物質が発見されるようなことがないか心配である。
- これからは何でも民営化となっていくため、計画づくりの際には、地権者の利益があげられるような考え方ももっていただきたいと思う。
- 普天間飛行場では、以前飛行機の廃油を燃やしたために問題になったことがあるが、地下に廃棄している可能性も考えられる。普天間飛行場で有害物質がでた場合、国が責任を持つとのことだが、処理にかかる費用も国が100%持つのか。また、北谷の例では、返還後に地権者の手に返されるまで1年かかったとの報道もある。
- 現在、基本方針の素案を作成するために地権者の意向などを聞いていると説明があったが、基本方針の案ができたとして、我々地権者はどの段階で案を知ることができるのか。案ができてしまって、地権者の代表だけ知って方針が決まるのか。
- 那覇新都心においては、行政が使用する区画として地権者から土地を買収しておきながら、状況が行き詰まってくると、その後別の方法で土地を売却するといったことが増えているようであるが、他の利用目的のための兼用を想定すべきではないと思う。
- 案の段階でも土地所有者に対して、アンケートをすべきだと思う。そのアンケート結果を踏まえて、最終的なとりまとめを行う必要があると思う。

【第1回地権者懇談会風景】



【第1回地権者懇談会資料】

平成17年度 第1回地権者懇談会資料

(懇談会当日にお持ち下さい。)

今回は以下の内容をご説明します。

- I 普天間飛行場跡地利用基本方針策定に向けたこれまでの取組経過等
- II 「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針」の内容



跡地利用基本方針とは

普天間飛行場の跡地利用は、沖縄県全体の振興につながる重要なプロジェクトとして位置づけられており、国・県・市が連携して跡地利用の基本方針づくりを進めています。

跡地利用基本方針は、関係地権者等の意向醸成・活動推進調査、自然環境調査、文化財調査、都市計画関連調査等の幅広い分野の調査成果をもとにとりまとめるものであり、具体的な跡地利用計画策定の基礎となる非常に重要なものです。

現在は、跡地利用基本方針検討委員会（委員長 琉球大学教授 福島駿介氏）より、「跡地利用基本方針の策定にかかる指針」が提言されたところです。今後はこの指針をもとに、地権者の皆さん、県民・市民の皆さんの意向を取り入れながら、平成17年度末の策定を目指して引き続き検討を進めます。



「跡地利用基本方針の策定にかかる指針」の構成

この指針は、沖縄県と宜野湾市による普天間飛行場跡地利用基本方針の策定に向けた検討委員会からの提言であり、下記の『三つの提言』により構成されています。

1. 跡地利用の基本方向に関する提言

跡地利用に関する計画づくりの柱とすべき基本的な考え方を示すものであり、跡地利用の目標、跡地利用の基本姿勢及び跡地利用の促進に向けた取組に関する指針を取りまとめたものです。

- 1) 跡地利用の目標
- 2) 跡地利用の基本姿勢
- 3) 跡地利用の促進に向けた取組

2. 跡地利用の具体的な内容に関する提言

跡地利用の基本方向を実現する上で必要な跡地利用の具体的な内容について、これまでの検討成果等にもとづき、現段階における指針として取りまとめたものです。

- 1) 土地利用及び機能導入について
- 2) 都市基盤整備について
- 3) 環境づくりについて
- 4) 周辺市街地整備との連携について

3. 今後の取組に関する提言

跡地利用に関する計画づくりを進める上で、今後、必要とされる取組の方向を取りまとめたものです。

- 1) 計画の具体化に向けた取組
- 2) 県民・市民及び地権者の意向の反映に向けた取組

「基本方針の策定にかかる指針」が提言されるまでには、県民フォーラム、地権者懇談会等における意見収集や、6回の検討委員会、2回の策定審議調査会のほか、22回に及ぶワーキング部会での議論がなされました。

平成 16 年	1 月	14 日	第 1 回普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会
平成 16 年	2 月	5 日	第 1 回普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会
平成 16 年	3 月	23 日	第 2 回普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会
平成 16 年	9 月	9 日	第 3 回普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会
平成 16 年	10 月	15 日 ～ 11 月 15 日	普天間飛行場の跡地利用に関する県民意向調査
平成 16 年	10 月	18 日 ～ 10 月 28 日	普天間飛行場地権者懇談会
平成 16 年	11 月	1 日	普天間飛行場跡地利用県民フォーラム
平成 16 年	11 月	25 日	第 4 回普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会
平成 17 年	1 月	25 日	第 5 回普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会
平成 17 年	2 月	3 日	第 2 回普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会
平成 17 年	5 月	26 日	第 6 回普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会

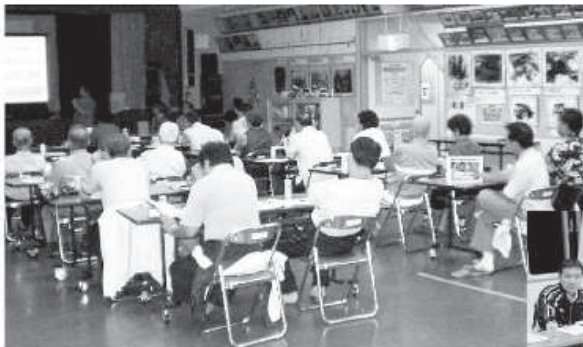
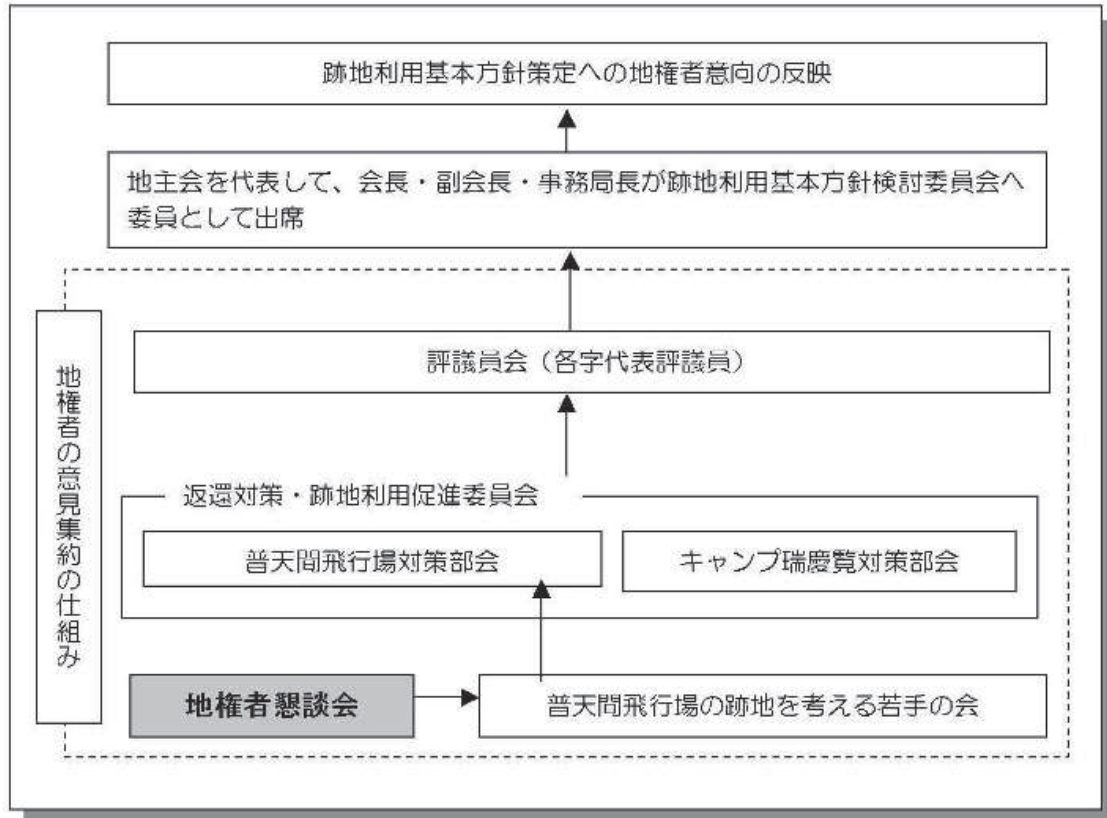


県民フォーラム風景



跡地利用基本方針検討委員会風景

地権者の意向は、次のような仕組みで、跡地利用基本方針素案へ反映されます。



地権者懇談会風景



若手の会風景

次頁以降では、「跡地利用基本方針の策定にかかる指針」の内容を説明しています。
本資料をお読みの上、普天間飛行場跡地利用に係るご意見をお聞かせ下さい。

以下の文中の太字は原文どおりのものであり、細字は説明文として整理したものです。

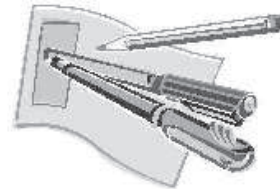
1. 跡地利用の基本方向に関する提言

1) 跡地利用の目標

①地権者の土地活用の促進

地権者の意向にもとづく土地活用を早期に実現します。

平成15年度に実施した地権者意向調査結果を踏まえ、市街地としての土地活用や地権者の自己利用による土地活用の実現を跡地利用の目標として重視します。



② 宜野湾市の将来都市像の実現

宜野湾市が目指す将来都市像の実現に向けて、随地においては新しい都市拠点の形成や幹線道路網の再編整備等に取り組みます。

宜野湾市の将来都市像を定めた「宜野湾市都市計画マスタープラン」では、跡地と既成市街地が一体となった都市づくりが目標とされています。そのための方針として、「跡地における新しい都市拠点形成」や「跡地と既成市街地にまたがる幹線道路整備」等が示されています。

③ 沖縄県や中南部都市圏の振興

沖縄県や中南部都市圏の振興を目標として、跡地利用による産業・機能の導入や広域的な都市基盤整備等に取り組みます。

普天間飛行場の跡地は、約 481ha もの規模（那覇新都心の二倍以上）や中南部都市圏（糸満市からうるま市までの 21 市町村）の中央に位置するといった特性を有しています。そのため、こうした特性を活用したまちづくりが期待され、幹線道路整備や大規模公園整備等が計画されています。



2) 跡地利用の基本姿勢 ●●●●●●●●●●

①関係者の参加と協働

地権者、市民・県民及び市、県、国の参加と協働による取組を促進します。

地権者の意向を反映させるため、地権者の主体性を尊重し、積極的な参加を促進します。また、市民・県民の意向反映にも努めます。さらに、跡地の有効利用の実現に向けて、市・県・国の協働による取組を促進します。



②環境資源に対する配慮

跡地の自然資源や文化資源に配慮し、環境との共生による跡地利用に努めます。

跡地利用にあたっては、琉球石灰岩台地特有の洞穴や地下水脈、埋蔵文化財、希少な生物の棲息地等に十分な配慮が必要です。特に、地下水脈は、文化財や農業用水としての利用に配慮し、水量や水質の保全に努める必要があります。また、地盤条件等との適合性に配慮し、跡地利用の安全性を確保します。

「環境共生」とは、環境への影響に配慮した都市活動を進めようとする考え方で、

③ 周辺整備との連携

跡地利用に必要な周辺整備や跡地利用と連携した既成市街地の環境改善を促進するために、跡地と周辺市街地の一体的な整備に取り組みます。

跡地において市街地としての土地利用を行う上では、跡地の内外を結ぶ大規模な幹線道路整備等が不可欠となります。また、普天間飛行場の周辺においては、跡地利用とあわせた既存市街地の環境改善も期待されます。

④社会経済動向の反映

今後の社会経済動向を見守り、状況の変化に柔軟に対応し、目標の実現に努めます。

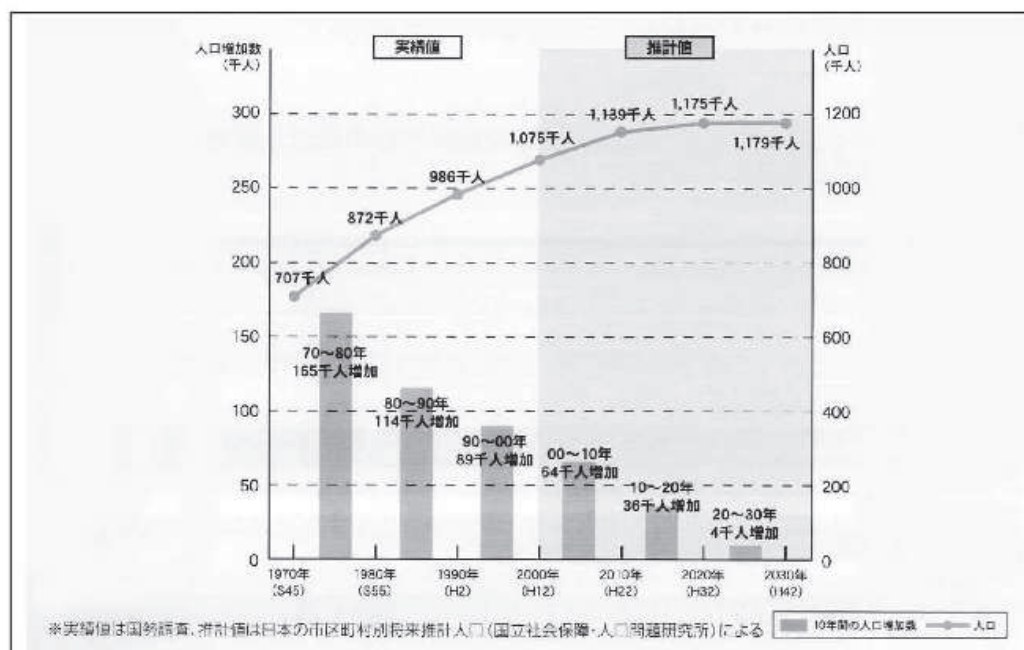
沖縄県における自立型経済の構築に向け、国内外の情勢の変化や跡地に期待される具体的な役割の変化等を見守りながら、持続的な取り組みを行い、目標の実現に努めます。

⑤段階的な跡地利用の実現

土地需要見通しを踏まえつつ、段階的な跡地利用を計画的に誘導し、それぞれの段階において、効果的な跡地利用が実現されるように努めます。

戦後、急増を続けてきた中南部都市圏の人口もやがてピークを迎え、住宅需要も縮小に向かうことが予想されているため、土地需要の見通しにもとづき、段階的な跡地利用を計画的に進めます。

段階的な跡地利用とは、最初に全てを完成させてしまうのではなく、状況の変化に応じて、柔軟に跡地利用を進めることを意味します。このことにより、まちづくりの中間的な段階においても、跡地利用の効果が十分に発揮されるよう努めます。



コミュニティは、高齢化社会における暮らしの拠り所や、住宅地や公益施設等の管理・運営にあたる母体として期待され、優れたコミュニティの存在は、住宅地の魅力の一つとして評価されます。



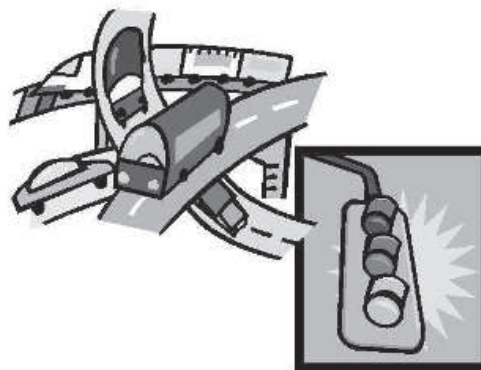
宜野湾市の中央に位置する地の利を活かして、市民生活の拠り所となる新しい都市拠点形成を目指し、行政機能や市民サービス機能等を導入します。

また、広域的な商業機能の導入等により、より広域圏を対象とした交流の場としてのまちづくりも可能となります。

①幹線道路の整備

(仮)中部縦貫道路と(仮)宜野湾横断道路は、「沖縄県総合交通体系基本計画」において計画されています。

幅員、構造、ルート等の具体的な計画は、今後市・県・国等の協働により、跡地の土地利用計画等との歩調を合わせながら、継続的に検討します。



②（仮）普天間公園の整備

跡地においては、広域における防災性や公園の整備水準を高めるとともに、優れた環境づくりを促進するために、（仮）普天間公園の整備に取り組みます。

（仮）普天間公園は、「沖縄県広域緑地計画」において、交流と文化をテーマとする広域防災公園で、自然回復の拠点ともなり、大規模軍用地の返還記念公園として実現を図るとされています。

整備主体・整備手法については、返還の記念、沖縄の振興、公園緑地整備水準の向上等、（仮）普天間公園整備の多様な意義に配慮して、市・県・国による適切な役割分担を促進します。

用地の確保については、地権者の土地活用意向との整合に配慮し、その方策を検討します。計画の具体的内容や位置、規模等についても、地権者との意見交換等を行いながら、今後継続的に検討します。



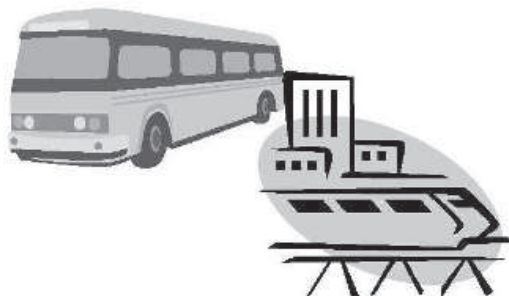
③公共交通システムの導入

多くの県民や観光客等を集め、沖縄の振興の拠点としてのまちづくりや（仮）普天間公園等の利用を促進するために、広域的な公共交通システムの導入に向けた検討を進めます。

また、自動車利用による環境負荷を軽減しつつ、跡地内の移動性を高め、多様な機能が複合する効果を享受するための先進的な取組として、ローカルな公共交通システムの導入に向けた検討を進めます。

「沖縄県総合交通体系基本計画」では、新たな高速バスシステムやモノレールの延伸、軌道系交通システム等を検討することとされています。

ローカルな公共交通システムとは、那覇や沖縄市等とを広域的に結ぶ公共交通ではなく、跡地内を中心とした短距離間の移動を目的とした公共交通を意味します。



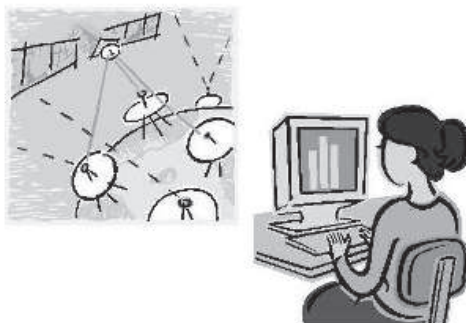
④供給処理施設や情報通信基盤の整備

跡地においては、跡地利用計画の具体化とあわせて、環境に配慮した供給処理施設を整備します。

また、振興拠点における活動を支えるとともに、通信手段を活用した新しい勤務形態や新しい生活利便の実現に向けた情報通信基盤を整備します。

環境に配慮した供給処理施設とは、地下浸透方式の導入等、湧水の量・質への影響等を軽減する下水道整備や、廃棄物の処理においては、ゼロエミッションに配慮した処理施設の整備等を意味します。

また、通信サービスを活用した情報交流の促進や、新しい仕事の仕方、生活様式を実現し、生活の場としての魅力を高めます。



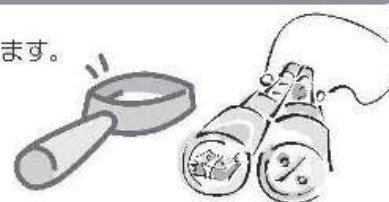
3) 環境づくりについて

①自然環境や文化財の保全

跡地においては、自然環境や文化財等の現況調査にもとづき、保全の必要性等について評価を行い、計画づくりに反映させます。

次のような視点で、保全の必要性等について評価を行います。

- 学術的な価値
- 特色ある地域文化の形成
- 跡地利用による陥没の危険性や地下水系への影響等



②魅力的な環境づくり

跡地に特有の自然資源や文化資源を活用して、沖縄らしい街並みや景観の形成に向けて、個性的かつ先進的な環境づくりに取り組みます。

また、これからのまちづくりの共通の課題として、「環境共生」、「ゼロエミッション」、「地球温暖化防止」に向けた取組の導入にかかる検討を進め、計画づくりに反映させます。

3. 今後の取組に関する提言

1) 計画の具体化に向けた取組

①土地利用や機能導入にかかる計画づくりの促進

- 沖縄の振興の拠点としての産業・機能の導入
県を中心として、長期にわたる持続的な取り組みのための体制を整え、振興プロジェクトの具体化を促進します。
- 住宅地づくり
今後の住宅需要動向を踏まえつつ、跡地に期待される住宅地の計画づくりに取り組みます。
- 宜野湾市の新しい都市拠点形成
宜野湾市を中心として、市民意向や広域的な商業機能の立地動向等を踏まえつつ、導入機能の具体化や実現のための方策検討に取り組みます。

②広域的な都市基盤整備にかかる計画づくりの促進

- 幹線道路計画
関係機関による検討体制を整え、計画の具体化に向けた検討を促進します。
- （仮）普天間公園の計画
市・県・国が連携して、地権者の意向、優れた環境づくり等に配慮し、計画策定に向けた取組を促進します。

③自然環境や文化財にかかる計画づくりの促進

- 引き続き、自然環境や文化財にかかる現況調査を促進します。また、滑走路の地下部分等については、原状回復措置後の現況調査も必要となるため、段階的な現況調査と並行して計画づくりを進めるための仕組みづくり等に取り組みます。

2) 県民・市民及び地権者の意向の反映に向けた取組 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

①県民・市民の参加による計画づくりの促進

- 広域的な施策（振興拠点、(仮)普天間公園等）にかかる計画づくりについては、引き続き、県民との情報の共有化や意見交換を通じて、県民の意向を反映します。
- 宜野湾市の新しい都市拠点形成や幹線道路網の再編等の計画づくりについては、引き続き、市民との情報の共有化や意見交換を促進し、市民の合意を形成します。
- とくに、周辺市街地における幹線道路整備は、早期の取組に向け、沿道地域の住民や地権者との合意形成を促進します。

②地権者の意向醸成と合意形成による計画づくりの促進

地権者の土地活用意向の反映と地権者の協力による計画づくりに向けて、引き続き、情報提供や意見交換に取り組み、地権者の意向醸成や合意形成を促進します。

とくに、(仮)普天間公園整備等のための用地の確保には、地権者の多大な協力が不可欠となります。そのため、広域的な施策の必要性や、地権者の土地活用を促進する効果等の情報提供や意見交換を通じて、地権者との合意形成を促進します。

また、跡地利用の可能性や魅力を高め、土地活用を促進するためには、土地の共同利用や共同開発等が効果的であり、そのための情報提供や意見交換を促進します。

～地権者の皆さんへのお願い～

跡地利用基本方針は、具体的な跡地利用計画の基礎となる非常に重要なものです。跡地利用計画は、地権者の皆さんの土地活用に直結するものになると考えられますが、この基本方針にもとづき、つくられることとなります。

そのため、「指針」の段階で地権者の皆さんからご意見をいただき、その内容を踏まえた方針づくりを行いたく、今回、本冊子を住所が分かっている全地権者に郵送しております。

普天間飛行場の跡地利用は地権者の皆さんが主体です。国、県、市は地権者の皆さんの活動を支援する立場にあります。今回の「指針」の詳しい内容は、地権者懇談会でご説明いたしますので、別紙懇談会案内をご一読の上、ご家族そろって、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、**同封のアンケート（はがき）**についても、ご記入の上、**8月10日（水）までに返送**して下さいますようお願いいたします。

【この資料に関するお問合せ先】

宜野湾市基地政策部基地跡地対策課（又吉、塩川）
TEL 098-893-4401 FAX 098-892-7022
E-mail kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp

宜野湾市軍用地等地主会（比嘉）
TEL 098-893-5077 FAX 098-892-0052
E-mail ggj-higa@southernx.nc.jp

(2) 第2回地権者懇談会

①懇談会の内容

- 普天間飛行場跡地利用基本方針策定に係る指針のビデオ放映
- 第1回地権者懇談会であげられた意見概要の報告と、基本方針(案)についての説明
- 質疑応答、意見交換

②開催状況

開催日	会場	対象地区等	参加者数
11/29(火)	中央公民館	地主会役員・対策委員・若手の会	28名
12/5(月)	新大山公民館	大山、大謝名、真志喜	29名
12/6(火)	農協会館2階	喜友名、伊佐、野嵩、新城	28名
12/7(水)	19区公民館	神山、中原、赤道、上原	24名
12/11(日)	農協会館2階	全地区	37名
12/12(月)	宜野湾公民館	宜野湾、佐真下	14名
計			160名

③懇談会であげられた意見の概要

地権者から「跡地利用基本方針(案)」等に対してあげられた意見の概要は以下のとおりである。

1) 跡地利用基本方針(案)に係る質問・意見等

- 沖縄県では、失業率が高く、若い世代の就業率も低い状況である。跡地利用基本方針の中に、雇用の場の確保、雇用の拡大といった内容を文章として入れてはどうか。
- 今回追記されたように、国の積極的な関与は絶対的に必要だと思う。国の積極的な関与には、財源の確保も含まれているのか。
- 「普天間飛行場は琉球石灰岩台地に位置し、地下には洞穴や地下水脈が発達していると同時に、埋蔵文化財包蔵地や貴重な動植物の生息も明らかになってきた」とのことだが、これらはどのように調べられたのか。
- 供給処理施設等の整備とあるが、現在、検討されている内容を聞かせて欲しい。
- 跡地利用基本方針(素案)についての国・県・市の内部調整が行われたとのことだが、普天間公園の規模も含めて調整されたのか。

- 大規模な公共公益施設として現段階で考えられているものがあれば教えて欲しい。
- 基本方針(案)に出てくる「宜野湾市の将来都市像」とは何年後を見越しているのか。
また、将来像の説明が基本方針に記載されていないのは何故か。
- 基本方針づくりにあたって、将来人口等は考慮されているのか。
- (仮)普天間公園には、どのような施設を考えているのか。
- 今後の取り組みに関する方針の中に、モノレールの延伸を検討することが謳われており大変すばらしいと思うが、その他どのような交通を考えているのか。
- 湧水や地下水脈への配慮が謳われているが、大山田芋畑の保全のためだけであれば、考慮する必要はないと思う。大山地区は今後市街化が図られ、地権者も別の目的で土地利用をしていくと思うので、懸念するに及ばないのではないかと。また、農業後継者も殆どいなくなるのではないかと。
- 地球温暖化防止に取り組むとあるが、一地域の基本方針の中にあえて入れる必要はないのではないかと。
- 具体的に計画を進めていく上での資金はどこから調達するのか。美浜が成功したことの一要因として、外資の導入があげられている。普天間飛行場跡地利用でも外資の導入を考えているのか。
- 日米安全保障協議委員会（2 プラス 2）の状況を見ると、中南部都市圏における軍用地の返還により、相当規模の跡地利用となる可能性もある。こうした状況を踏まえて基本方針を作成しているのか。
- 大規模公園をつくることにより地権者の収入減につながってしまうのではないかと。軍用地料に代わる収入が得られるような土地利用を考えて欲しい。地主が収益をあげれば、市の税金として入ることにもつながってくると思う。
- 継続的に地権者懇談会等が開催されたことにより、どのようなまちがつくられるのかというイメージはできつつあるが、まちづくりにかかる莫大な費用をどのように捻出するのかということは基本方針(案)のどこに謳われているのか。今後の取り組みに関する方針の中に「国の積極的関与を前提として」という表現があるが、この中に含まれていると捉えてよいのか。
- 今後の取り組みに関する方針の中に、「宜野湾市及び沖縄県は国と連携し」とあるが、「連携」という表現は曖昧である。「協働」という言葉には相互責任という意味合いも含まれると思うが、何故連携という表現になったのか。「協働」という言葉に置き換わることにより責任も明確になるのではないかと。
- 跡地利用基本方針では、段階的な跡地利用に計画的に取り組むといった内容が謳われているが、段階的な開発では、地権者間に不公平が生じるのではないかと心配である。段階的开发になった場合でも、地主の公平性を保てるような方策を取ってもらいたい。

2) 今後の計画づくりに係る質問・意見等

- 自然が減っていく中、地球温暖化という問題もあるため、跡地では、健康の森、平和の森、水辺の森、はごろもの森、タームの森等、いくつかのテーマを持った森をつくって欲しいと思う。
- 情報通信基盤の整備については、現在のITセンターを中心に行って欲しい。
- このような地権者懇談会は継続的に実施して欲しい。
- 騒音や市民への危険性の問題以外に、普天間飛行場が存在することによる市民生活や産業に与える影響(経済損失)を定量的に明らかにし、市民に情報提供を行うことによって、跡地利用に対する意識も高まってくのではないかと。
- 魅力ある街づくりのために、飲食店通り(中華街通り・洋食屋通り、和食屋通り等)や、娯楽通り、専門店街通り、学生通り等、特色を持たせた計画が必要だと思う。
- 跡地内の移動性を高めるための公共交通として、観光客の目に留まり、市民もリゾート感覚で楽しく移動でき、子供たちも興味を持つようなトロッコ列車等を導入してはどうか。
- 跡地には大型ショッピングセンター等の導入も必要だと思う。
- 普天間飛行場跡地の交通条件の良さ等から、県庁を持ってくることを考えてはどうか。
- 沖縄でも自然災害の発生が考えられるため、普天間飛行場跡地を避難地として活用していくことを考えてはどうか。
- 普天間飛行場の滑走路はそのまま残して、駐車場や様々な県民イベントの会場として利用してはどうか。コンクリートを壊すだけでも相当大変なはずであり、幹線道路等としてそのまま使うことも考えられると思う。
- 住宅地づくりについてとあるが、跡地に住宅をつくと墓地も必要になってくると思う。今の地権者にとっても墓地は必要である。跡地において墓地公園は考えられているのか。
- 跡地の事業手法はこれからの話しであるが、もし区画整理事業で行った場合、成功の大きな要因は減歩の軽減であることは明らかである。そのため国有財産約10万坪を例えば公共施設へ無償提供することについて、行政の立場から国へ要請してもらいたい。沖縄振興特別措置法には、具体的な内容は示されておらず、具体的な方針をまとめていく必要がある。
- 魅力あるまちづくりに向けては、大規模公園等は必要であり、そのために国・県・市・地権者の協働は不可欠であるが、先行買収に対する税金の控除を現状の1,500万から2,000万、3,000万以上へと見直す等、協働しやすい環境を整えてもらうようお願いしたい。

3) その他関連調査等に係る質問・意見等

- 跡地利用計画づくりの今後の予定を教えて欲しい。
- 伊佐で行われている下水道処理施設の拡張工事や国道 58 号バイパス延伸の計画は、普天間飛行場跡地利用と関連してのものなのか。
- 普天間飛行場跡地利用は、非常に重要なプロジェクトであるため、基地政策部のみで対応するのではなく、市役所全体で取り組んでいく必要があると思う。
- 地権者の権利の確保が謳われていないように思える。現在の宜野湾市庁舎は、軍用地の跡地につくられたものであるが、公共施設をつくるということで国から補償がなされなかったとのこともある。地権者にはしっかりした補償がなされるよう対応して欲しい。今回の基本方針以外で、既に地権者の権利の確保に係る取り決めはなされているのか。
- 普天間飛行場跡地には相当数の文化財があるようだが、文化財調査の状況を教えて欲しい。
- 先行買収はどのような土地を対象に行っているのか。
- 軍用地料のみの収入しか無い地権者もいると思うが、返還されたら収入が無くなってしまう。このような地権者の生活を救済する措置はあるのか。
- 先行買収について、墓地の買い取りはしないとのことだが、それは何故か。
- 指針の段階に実施したハガキアンケートについて、「75%の方が概ね理解できる」と回答したとのことだが、残り 25%の方の意見には反対意見もあると思う。そのような意見にはどのように対応していくのか。
- 基本方針(案)は、インターネットで公開されているが、インターネットを利用できない人もいます。地権者の情報共有を図るという意味では、基本方針(案)を全地権者に配ってもよかったのではないかと。跡地利用を考える上で、情報の共有化は非常に大事だと思う。
- 跡地利用基本方針を来年 3 月にまとめると思うが、その後の計画が地権者に見えてこないため、跡地利用計画について現段階で分かっていることがあれば教えて欲しい。
- 基本方針(案)の冒頭に「普天間飛行場の移設に係る政府方針」とあるが、これには時限があるのか。
- 宜野湾市では、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」等の活動の場があるようだが、一般の地権者、特に宜野湾市外の地権者にはこのような地権者懇談会の場しか意見を言う機会がない。市役所を訪れて意見を言うにしても市外からでは気軽に行けない。そのため、今回で終わりということではなく、このような意見交換の場は継続し、回数ももっと増やして欲しい。回数を増やすことが困難であれば、電話等による個別対応が可能となるような体制を整えて欲しい。
- 他地域の状況とは違う普天間飛行場跡地の実情や特性を踏まえ、長期金融の施策について検討することを基本方針に入れられないか。

- 日米安全保障協議委員会（2 プラス 2）の中間報告（17.10/29）では、嘉手納以南の大部分の基地を返還するとあったが、それは確定的なものか。
- 宜野湾市は今、普天間飛行場等の跡地利用に取り組んでいるが、瑞慶覧基地の返還が拡大された場合、大変な混乱になるのではないか。北谷から伊佐浜あたりは、昔は美田であったが、米軍の強制接收で現在の状況になった。今返還となった場合、元の田にすることはできないと思うが、全部をまちづくりということも難問だと思う。出来るのであれば、普天間飛行場跡地利用の進捗を踏まえた返還が望ましいと思う。
- 普天間飛行場跡地利用については、これまで多くの人々が苦労しながらここまで来たが、今、嘉手納以南の全面返還という話しができることに対して、非常に面白くない。普天間飛行場が返還されるまでに、他の地域の返還がなされた場合、普天間の跡地利用の進捗に影響を及ぼさないか心配である。
- 大規模公園等公共用地が計画された場合の代替地の準備はあるのか。また、多くの道路や公園をつくるための費用はどう確保するのか。
- 地主のみならず市財政としても地料収入の 80 億円は大きいものであり、経済面を考慮した跡地利用を行う必要がある。また生活費を地料に頼っている方も多いため、返還後はその 80 億円減に対する考慮をしていただきたい。

【第 2 回地権者懇談会風景】



【参考：平成 13 年度から 5 ヶ年の懇談会開催状況】

	実施年度・回数	参加者数等	主な内容
1	平成 13 年度 第 1 回懇談会	198 名（4 日間）	・全体計画策定にあたっての意向把握
2	平成 14 年度 第 1 回懇談会	286 名（11 日間）	・関係地権者等意向把握全体計画の説明 ・沖縄振興新法の説明
3	第 2 回懇談会	151 名（5 日間）	・今後のまちづくりと合わせて地権者に考えていただきたい事項（返還後早期に土地活用を図ることの必要性） ・若手地権者の意識啓発の必要性
4	第 3 回懇談会	118 名（4 日間）	・普天間飛行場跡地のまちづくりの流れ ・各地権者に対する土地所在地の周知
5	第 4 回懇談会	60 名（2 日間）	・返還後に考えられる土地活用の方法 ・宜野湾市都市マスタープラン策定経過
6	平成 15 年度 第 1 回懇談会	121 名（5 日間）	・地権者意向調査の結果報告 ・文化財調査、自然環境調査の報告
7	第 2 回懇談会	112 名（4 日間）	・跡地利用基本方針策定状況 ・地権者意向からみた今後考えていくべき事項
8	平成 16 年度 第 1 回懇談会	123 名（8 日間）	・宜野湾市都市マスタープランにおける跡地の位置づけ、役割等について ・跡地利用基本方針策定状況について ・普天間飛行場の跡地を考える若手の会の活動状況等について
9	平成 17 年度 第 1 回懇談会	121 名（7 日間）	・広域的な都市基盤（幹線道路、大規模公園等）や公共公益施設の整備についての勉強会 ～那覇新都心地区を参考に～ ・跡地利用基本方針策定に係る指針について
10	第 2 回懇談会	160 名（6 日間）	・普天間飛行場跡地利用基本方針策定に係る指針のビデオ放映 ・跡地利用基本方針(案)について

2-2 「ふるさと」による情報提供

地権者支援情報誌「ふるさと」は、平成 13 年度から継続的に発行してきており、今年度は 13 号～16 号を発行した。

第 1 号～16 号までの発行時期及び主な掲載事項は以下のとおりである。

【ふるさと発行時期と主な掲載事項】

	発行時期	主な掲載事項
第 1 号	平成 13 年 11 月	・ふるさと発刊の趣旨 ・琉球大学・仲地博教授の講演内容（跡利用計画の三つの原則） ・跡地対策に係る国・県・市の取り組み ・関係地権者等意向把握全体計画策定への協力依頼
第 2 号	平成 14 年 2 月	・跡地対策準備協議会の動き ・関係地権者等意向把握全体計画策定の中間報告（地権者懇談会から見た問題・課題）
第 3 号	平成 14 年 9 月	・第 1 回地権者懇談会の報告 ・第 2 回地権者懇談会開催案内 ・情報提供窓口開設案内、平成 14 年度の調査概要
第 4 号	平成 14 年 11 月	・第 2 回地権者懇談会の報告 ・第 3 回地権者懇談会開催案内 ・若手地権者懇談会のメンバー紹介等
第 5 号	平成 15 年 1 月	・第 3 回地権者懇談会の報告 ・第 4 回地権者懇談会開催案内 ・若手地権者懇談会、まちづくりイベントの状況報告等
第 6 号	平成 15 年 6 月	・地権者意向調査実施の案内 ・第 4 回地権者懇談会の報告 ・平成 15 年度の調査概要
第 7 号	平成 15 年 10 月	・第 1 回地権者懇談会開催案内 ・地権者意向調査結果概要 ・宜野湾市都市マスタープラン策定状況 ・自然環境調査の概要
第 8 号	平成 16 年 2 月	・第 1 回地権者懇談会の報告 ・第 2 回地権者懇談会開催案内 ・跡地利用基本方針の概要（検討委員会委員、基本方針策定スケジュール、策定体制、基本方針策定に向けた検討事項）

	発行時期	主な掲載事項
第 9 号	平成 16 年 6 月	・原状回復措置の考え方 ・若手の会及びまちづくり学習の展開に向けた取り組み（普天間中学校勉強会）の概要 ・平成 16 年度普天間飛行場跡地利用関連調査事業の概要 ・跡地利用基本方針の構成
第 10 号	平成 16 年 10 月	・地権者懇談会の開催案内 ・宜野湾市都市マスタープランにおける普天間飛行場跡地の構想 ・普天間飛行場の跡地を考える若手の会の活動報告 ・基本方針策定調査の今年度以降の進め方 ・跡地利用基本方針への地権者意向反映の仕組み
第 11 号	平成 17 年 2 月	・「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」（若手の会）の紹介
第 12 号	平成 17 年 3 月	・跡地利用基本方針策定にかかる指針案（中間とりまとめ） ・若手の会の活動報告 ・（仮）普天間公園の考え方
第 13 号	平成 17 年 7 月	・今年度調査の重要性について ・基本方針策定までの流れ ・基本方針策定にあたっての地権者への情報提供・意向把握の方法 ・県民レポート及び県民フォーラムの実施案内 ・若手の会の活動状況
第 14 号	平成 17 年 8 月	・ハガキアンケートの提出依頼 ・第 1 回地権者懇談会の報告 ・若手の会の活動報告 ・地域フォーラムの実施案内
第 15 号 （拡大版）	平成 17 年 11 月	・跡地利用基本方針(案)の内容 ・地権者懇談会への参加及びハガキアンケート提出依頼
第 16 号	平成 18 年 2 月	・地権者を対象とした講演会の開催案内 ・跡地利用についての地権者の意見紹介（第 2 回懇談会） ・若手の会の活動状況（基地周辺ウォーキング）

今年度発行した第 13 号～16 号までの内容は次頁以降のとおりである。



ふるさと



地権者の皆さん、今年度は「普天間飛行場跡地利用基本方針」が策定される、非常に重要な年となっています。

「跡地利用基本方針」は、平成 13 年度から実施されている各種調査事業（関係地権者等の意向醸成・活動推進調査、自然環境調査、文化財調査等）の成果を集約してとりまとめるものであり、具体的な跡地利用計画の基礎となる非常に重要なものです。

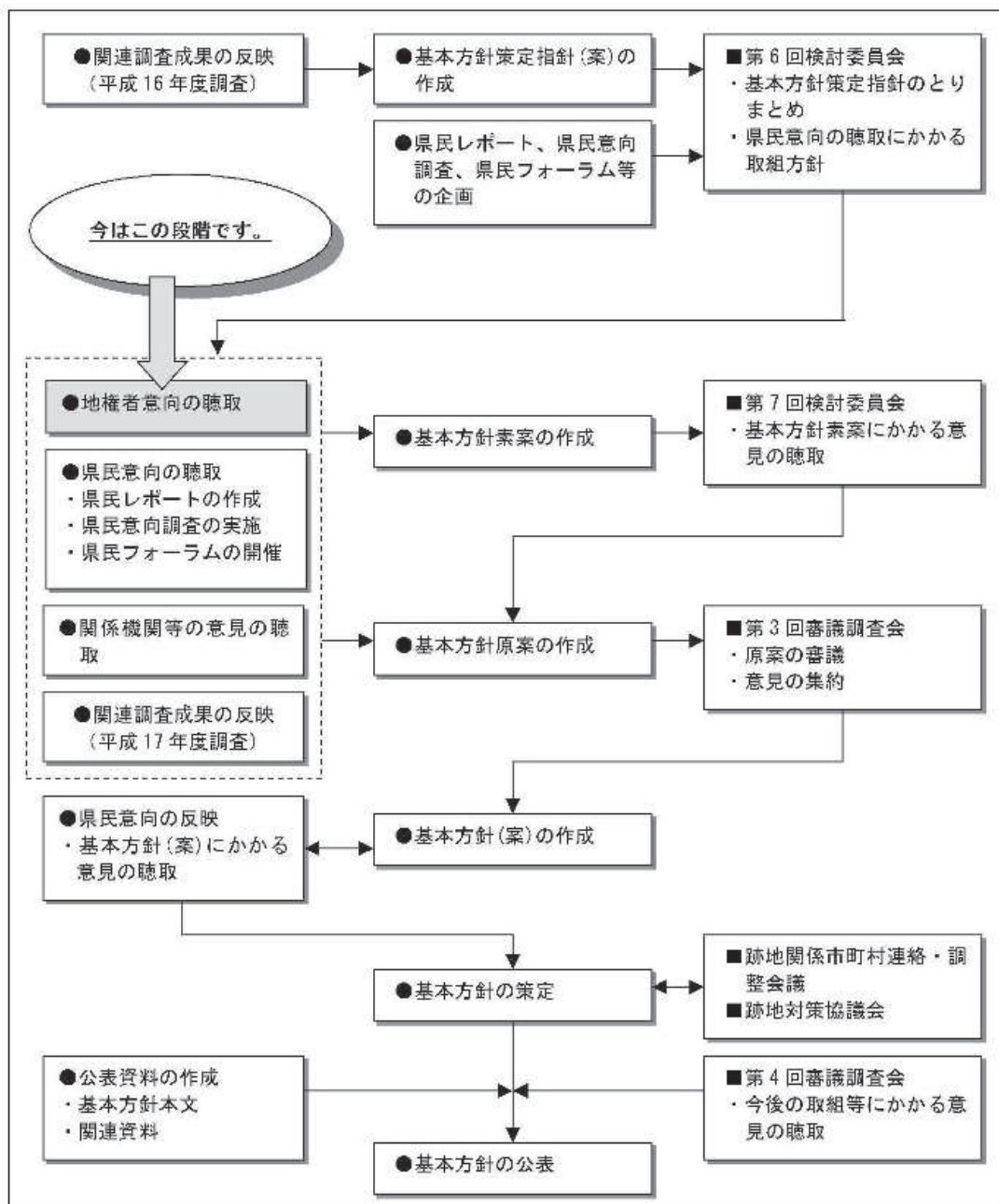
そのため、これまで以上に地権者懇談会等へ積極的にご参加いただき、跡地利用に向けた取り組みへの理解を深めていただくとともに、跡地利用に係る数多くのご意見をいただけますようお願いいたします。

普天間飛行場跡地利用に係る情報は、ホームページや基地政策部内情報提供窓口においても提供しています。情報収集や跡地利用に係る要望・ご意見を述べる場としてご活用下さい。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
電話 098-893-4411 (内線 309) Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

普天間飛行場跡地利用基本方針策定までの流れ

普天間飛行場跡地利用基本方針は、平成 18 年 3 月を目途に、以下のような流れで策定作業を進める予定となっています。策定作業の状況は、本情報誌や地権者懇談会、ホームページ等で適宜お知らせいたします。



地権者の皆さんへの情報提供・意向把握について

平成 17 年 5 月 30 日に、第 1 回合意形成推進委員会（委員長 石原昌家 沖縄国際大学教授）が開催され、今年度の合意形成活動の方針が確認されました。地権者の皆さんには、以下のような取り組みにより、跡地利用基本方針策定等に係る情報提供・意向把握を行うこととなりました。



①地権者支部別懇談会（第 1 回：7 月、第 2 回：10 月頃を予定）

跡地利用基本方針策定に向けた取り組み状況や「基本方針策定にかかる指針」、「基本方針素案」等についての理解を深めていただくとともに、その内容についてのご意見をいただくため、地権者支部別懇談会を実施します。懇談会は、「指針」、「素案」の段階でそれぞれ 1 回（7 日間程度）ずつ実施する予定です。

②情報誌ふるさと

跡地利用基本方針策定の状況や「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」の活動状況、地権者懇談会の状況等をご報告するため、情報誌ふるさとを発行します。ふるさとは、各取り組みの進捗状況に応じて、4 回（第 13 号～16 号）発行する予定です。

③簡易アンケート（第 1 回：7 月、第 2 回：10 月頃を予定）

「基本方針策定にかかる指針」や「基本方針素案」に対する地権者の皆さんの理解度を定量的に確認するため、簡易アンケートを実施します。アンケートは、返信用はがきを用いて行い、地権者支部別懇談会と同様、「指針」、「素案」の段階でそれぞれ 1 回ずつ実施する予定です。

④ホームページ・情報提供窓口

昨年度同様、ホームページ、情報提供窓口（宜野湾市役所 3F 基地政策部内）により、跡地利用基本方針策定の状況や「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」の活動状況、自然環境調査、文化財調査等関連調査の状況、普天間飛行場跡地利用に係る過年度調査報告書等の情報を提供します。

県民レポート及び県民フォーラムの実施について

普天間飛行場跡地利用は、沖縄県全体の振興に影響を及ぼすものとなるため、地権者の皆さんはもちろんのこと、広く県民・市民の皆さんにも情報を提供し、意見をいただきたいと考えています。

そこで、県民・市民の皆さんへの情報提供と意見収集を行うため、跡地利用基本方針策定調査において「県民レポート・県民意向調査」及び「県民フォーラム・地域フォーラム」の実施を予定しています。

【県民レポート・県民意向調査】（平成 17 年 8 月上旬～末日にかけて実施）

- 県民レポートでは、「基本方針検討委員会」（委員長 琉球大学教授 福島駿介氏）において提言された「普天間飛行場跡地利用基本方針策定にかかる指針」を紹介します。
- 県民意向調査では、検討委員会からの提言について、ご意見をお聞きます。

【県民フォーラム・地域フォーラム】

- 県民フォーラム：平成 17 年 8 月 9 日（火）沖縄コンベンションセンター会議場 A 1 にて開催予定
- 地域フォーラム：平成 17 年 8 月 24 日（水）那覇市、25 日（木）沖縄市、26 日（金）名護市にて開催予定

*フォーラムの詳細につきましては、地権者懇談会、ホームページ等でご案内いたします。

今年度も「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」を継続的に実施しています。

「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」では、昨年度、「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」を1年間の議論の成果としてとりまとめました。今年度も、会の更なる発展を目指し、以下の目標を持って活動を行っています。

【平成17年度の会の目標】

- 跡地利用基本方針策定にかかる指針等を題材に議論し、基本方針への理解を深める。
- 「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」において「引き続き検討を進めるテーマ」として抽出した事項について、他地域の事例調査等をもとに研究し、若手の会としての考えを煮詰めていく。
- 次の段階（基本方針に基づき、具体的な跡地利用計画等を検討する段階）に向けて、活動の輪を広げ、若手の会として充実した議論を行っていきける体制を整える。

なお、今年度から一部メンバーが入れ替わり、総勢23名で活動を行っています。

【新メンバー】（敬称略）

- ・ 仲村 清（宜野湾） ・ 宮城 靖（宜野湾）
- ・ 佐喜眞 孝（神川） ・ 田里 友彦（中原）
- ・ 島袋 尚太（真志喜）



「若手の会」は、毎月第2火曜日の午後7時30分から市民会館等で活動しています。本会の活動に関心のある方は、ぜひ一度ご見学下さい。

普天間飛行場跡地利用に係る各種調査成果(平成16年度)がまとまりました。

平成16年度、普天間飛行場跡地利用に係る調査（大規模駐留軍用地跡地等利用推進費）として、以下の内容が実施されました。各調査の成果は、報告書としてまとめられており、宜野湾市基地政策部情報提供窓口で閲覧することができます。

調査名称	実施主体
普天間飛行場跡地利用基本方針策定調査	宜野湾市・沖縄県
関係地権者等の意向醸成・活動推進調査	宜野湾市
宜野湾市自然環境調査	宜野湾市
埋蔵文化財発掘調査支援検討調査事業	宜野湾市
普天間飛行場跡地利用における協働型まちづくりのための基礎調査	宜野湾市
中南部都市圏産業・機能実現化調査	沖縄県
中南部都市圏住宅関連調査	沖縄県



ふるさと



地権者の皆さん、ハガキアンケートへご記入の上、
返送していただきますようお願いします。

先日、地権者懇談会資料、ふるさと13号などと一緒に、地権者懇談会資料の内容についてご理解いただけたかどうかを確認するため、右のハガキアンケートをお送りしました。

また、本ハガキの回収をもって、皆さんに情報が行き届いているかどうかを確認したいと考えています。

そのため、まだ記入されていない方は、お早めにご記入いただき、確実にポストへ投函して下さいますようお願いいたします。

(最終期限：8月15日(月))



郵便番号

901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
宜野湾市 基地政策部 基地跡地対策課 行

宛先「地権者懇談会資料」をとおし、裏面のアンケートにお答え下さい。
なお、本ハガキは、8月10日(水)までにポストへ投函してください。

普天間飛行場内に所在する土地の字名
標記の字に土地を所有している方は、該当する字名に○をつけて下さい

1. 宜野湾	2. 大田	3. 神山	4. 中庭
5. 経通	6. 上原	7. 佐良下	8. 豊原
9. 大浦	10. 新郷	11. 赤瀬	12. 伊佐
13. 真名	14. のから		

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
電話 098-893-4411 (内線309) Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

平成 17 年度第 1 回地権者懇談会を開催しました。

「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針」についての理解を深めていただくとともに、素案作成に向けたご意見をいただくため、7月21日～29日にかけて地権者懇談会を開催しました。今回は、懇談会であげられた地権者の皆さんからの意見の一部をご紹介します。

【懇談会の内容】

- 広域的な都市基盤や公共公益施設の整備について
～那覇新都心地区を参考として～
- 普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針について
- 質疑応答・意見交換

【開催会場と参加者数】

日時	会場	対象者	参加者数
7/21(木)	平久名公民館	平久名・伊勢	13
7/22(金)	普天間一區公民館	野間・新城	12
7/25(土)	(仮)大田公民館	大田・大謝名・真志喜	20
7/26(火)	山崎公民館	山崎・ウヰト	24
7/27(水)	中原公民館	中原・赤泊・上原	10
7/28(木)	十九區公民館	神山	12
7/29(金)	農協会館 2F	全地区	30
計			121

地権者の声 跡地利用の中で住宅をつくりたいという地権者が多くなった場合、どのように選定するのか。

選定ということではなく、跡地利用基本方針の後に策定が予定される跡地利用計画の中で、地権者の意向や住宅地での暮らしを支える諸施設の必要量等を踏まえて、住宅地としての面積を決めていくこととなります。

地権者の声 指針の中に、段階的な跡地利用の実現とあるが、段階的とは何年を意味してのものなのか。

具体的に何年というのは言いにくいのですが、那覇新都心を例にあげると、まちができるまで20年ほどかかっています。長期化した原因の一つとして文化財調査に時間を要した事があります。こうしたことを踏まえ、普天間飛行場跡地利用では、文化財調査等の時間のかかりそうなものについては、早い段階で範囲確認調査等を実施しています。段階的というのは、土地需要に応じた範囲でまちづくりを進め、将来的な社会情勢の変化にも対応出来るように開発を進めていくという意味です。

地権者の声 (仮)普天間公園については、どの程度の大きさを目標として考えているのか。また、公園の用地はどのように確保していくのか。

具体的な規模等は、跡地利用基本方針ができた後の跡地利用計画の段階で、地権者の皆さんとの相談の上で決めていきたいと思っていますが、返還記念のシンボルとして、また魅力的な跡地の環境づくりや防災面からも大規模な公園は必要と考えています。

用地の確保策についても、基本方針を踏まえて今後検討することとなりますが、通常の土地区画整理事業でいう減歩のような形で地権者の皆さんから提供してもらうようなことは考えていません。

地権者の声 (仮) 普天間公園とあるが、他地域の大規模公園の周辺地域は発展しているのか。また大規模公園をつくることによる地権者へのメリット等があれば情報として提供して欲しい。

沖縄では、海洋博記念公園や首里城公園が国立公園として整備されており、その周辺には博物館などの施設ができ、人が集まることにより活性化してきていると思います。人が集まることでのメリットは大きいと思います。また、企業立地等の面でも、緑豊かな空間を有する魅力ある地域の方が立地の見込みが高くなり、このことが地権者の土地活用にもつながっていくと考えられます。他地域の良い事例等があれば、ふるさと等で提供したいと思います。

地権者の声 普天間飛行場の返還については、新聞等で様々な報道を目にするが、もしすぐに返還となった場合、跡地利用に影響はないのか。

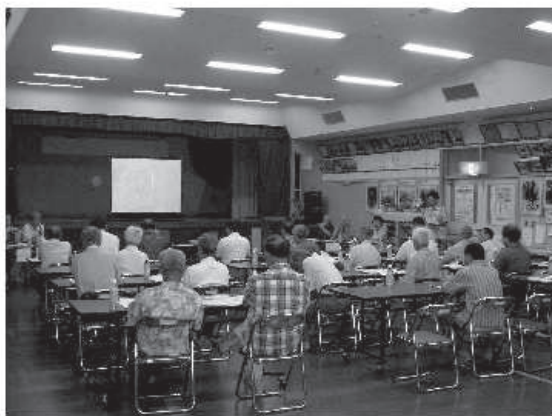
跡地利用については、いつ返還されても大丈夫なように万全を期して対応しており、その一つとして17年度中までに基本方針を策定することとなっています。跡地利用は、返還の流れの部分に一喜一憂せずに、しっかりした枠組の中で進めていきたいと考えています。

実際には、返還後に環境影響評価や原状回復を行い、有害物資の除去等を行っていくこととなりますが、これらには相当の期間がかかると考えられ、その間に地権者の皆さんとひざを交えながら、十分に跡地利用計画をつくっていけると考えています。

地権者の声 若手の会を立ち上げ、活動しているとのことだが、地権者の二世、三世たちの意見は今後も重視して進めて欲しい。

地権者の声 指針はとても素晴らしいものだと思う。今後も地権者のことを一番に考え、跡地利用計画づくりやその後のまちづくりに取り組んで欲しい。

地権者の声 まちづくりをスムーズに進めるためには、地権者の気持ちが一番大事だと思う。みんなの考えが前向きであれば、素晴らしいまちづくりができると思う。



普天間飛行場の跡地を考える若手の会の活動状況

「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」については、7月12日（火）に今年度の第4回定例会が行われました。

第4回若手の会では、「普天間飛行場跡地利用基本方針策定にかかる指針」の内容についての理解を深めるため、会メンバーが1ページずつ指針の内容を読み上げ、その後、天久眞一・呉屋力 両副会長を中心としたグループごとに意見交換が行われました。



【第4回若手の会であげられた主な意見】

- 指針の中には、難しい言葉や普段聞きなれない言葉が出てくるので、それらは懇談会等の場では分かりやすく説明したほうが良い。（ゼロエミッション、ローカルな公共交通 等）
- 「振興」という言葉が数多く出てくるが、これがどのような意味を持っているのか等、普段聞き流している言葉についても、その意味合いについて理解を深めていくと良いのではないかな。
- 電線地中化についての文言を指針に入れてはどうか。
- 「長寿健康産業、観光リゾート産業、環境産業等を中心とし、……… 沖縄県の振興の拠点を形成する」とあるが、総花的な感があり、ピン트가絞りづらい印象を受けた。基本方針の段階では困難かもしれないが、早い段階で核になるものを決めて、普天間らしさを出していければよいと思う。

「若手の会」は、毎月第2火曜日の午後7時30分から市民会館等で活動しています。本会の活動に関心のある方は、ぜひ一度ご見学下さい。

地域フォーラムの実施について

「普天間飛行場跡地利用基本方針の策定にかかる指針」を広く県民の皆さんに知っていただき、跡地利用に関するご意見をいただくため、以下の3会場において地域フォーラムを開催します。

当日は、ビデオにより「基本方針策定にかかる指針」の解説を行い、事前に応募してくださった方からの意見発表の場も設けております。

入場無料ですので、ご家族をお誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

●南部地区（那覇市会場）

日時：8月24日（水） 15:00～16:30 場所：おきでんふれあいホール

●中部地区（沖縄市会場）

日時：8月25日（木） 15:00～16:30 場所：沖縄市中央公民館

●北部地区（名護市会場）

日時：8月26日（金） 15:00～16:30 場所：沖縄県北部合同庁舎

普天間飛行場跡地利用に係る情報は、ホームページや基地政策部内情報提供窓口においても提供しています。情報収集や跡地利用に係る要望・ご意見を述べる場としてご活用下さい。



ふるさと

～平成 17 年度第二回地権者懇談会資料（ふるさと 15 号 拡大版）～



基本方針策定の意義と目的

基本方針では、普天間飛行場の『跡地利用に関する基本方向』、『分野別の方針』及び『今後の取り組み方針』を示しています。

基本方針は、具体的な跡地利用計画策定の基礎となるものであり、跡地利用計画策定に向けた地権者、市民及び県民並びに市、県及び国の参加と協働による今後の取り組みの拠り所とすることにより、跡地利用の促進及び円滑化に資することを目的としています。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
電話 098-893-4411(内線 309) Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

基本方針策定に向けたこれまでの取り組み経過

普天間飛行場跡地利用基本方針は、平成 15 年度から策定作業に着手し、以下のような数多くの議論・意見交換の取り組みを通じて案のとりまとめを行いました。

- 普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会（3 回）
- 普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会（7 回）
- 沖縄県・宜野湾市・関係コンサルタントによるワーキング会議（26 回）
- 普天間飛行場の跡地利用に関する県民フォーラム（2 回）
- 普天間飛行場の跡地利用に関する地域フォーラム（那覇市・沖縄市・名護市の 3 会場で実施）
- 普天間飛行場の跡地利用に関する県民意向調査（2 回）
- 基本方針（素案）に係る国、県、市の内部調整
- 地権者懇談会（7 日間にかけて実施）
- 普天間飛行場の跡地を考える若手の会（基本方針を題材にした議論を継続的に実施）
- 普天間飛行場跡地利用対策部会



普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会



普天間飛行場の跡地利用に関する県民フォーラム



地権者懇談会



普天間飛行場の跡地を考える若手の会



普天間飛行場跡地利用基本方針検討委員会



普天間飛行場の跡地利用に関する地域フォーラム

普天間飛行場跡地利用基本方針(案)の内容

基本方針(案)は以下の内容により構成されています。次頁以降では、「跡地利用の基本方向」、「跡地利用に関する分野別の方針」、「今後の取り組みに関する方針」の概要を紹介します。

1 基本方針策定の趣旨

- (1) 普天間飛行場の概要
- (2) 基本方針策定の経緯
- (3) 基本方針策定の意義と目的

2 跡地利用の基本方向

- (1) 跡地利用の目標
 - ① 沖縄県や中南部都市圏の振興
 - ② 宜野湾市の将来都市像の実現
 - ③ 地権者意向の実現
- (2) 跡地利用の基本姿勢
 - ① 関係者の参加と協働
 - ② 環境に対する配慮
 - ③ 周辺整備との連携
 - ④ 社会経済動向の反映
- (3) 跡地利用の促進に向けた戦略的な取り組み
 - ① 広域的な計画との連携による土地利用可能性の拡大
 - ② 優れた環境づくりによる跡地の魅力の向上
 - ③ 持続的、段階的な取り組みによる需要動向への対応

3 跡地利用に関する分野別の方針

- (1) 土地利用及び機能導入について
 - ① 振興の拠点としての産業や高次都市機能の導入
 - ② これからの時代にふさわしい住宅地づくり
 - ③ 宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入
- (2) 都市基盤整備について
 - ① 幹線道路の整備
 - ② (仮) 普天間公園の整備
 - ③ 公共交通体系の整備
 - ④ 供給処理施設等の整備
 - ⑤ 情報通信基盤の整備
- (3) 環境づくりについて
 - ① 自然環境や文化財の保全
 - ② 魅力的な環境づくり
- (4) 周辺市街地整備との連携について
 - ① 跡地利用と連携した周辺市街地の整備
 - ② 周辺市街地における幹線道路整備
 - ③ 周辺市街地の都市機能の活用

4 今後の取り組みに関する方針

- (1) 具体的な跡地利用計画の策定に向けた取り組み方針の確立
- (2) 計画の具体化に向けた取り組み
 - ① 目標の実現に向けた計画づくり
 - ② 土地利用や機能導入に関する計画づくり
 - ③ 広域的な都市基盤整備に関する計画づくり
 - ④ 自然環境や文化財に関する計画づくり
- (3) 県民・市民及び地権者の参加と協働に向けた取り組み
 - ① 県民等との情報の共有化と意向の把握による計画づくり
 - ② 地権者との合意形成と協働による計画づくり

跡地利用の基本方向

(跡地利用に関する計画づくりの柱となる基本的な考え方を示したものです。)

(1) 跡地利用の目標

① 沖縄県や中南部都市圏の振興

- 高次都市機能の導入や都市基盤施設の整備を総合的かつ計画的に進め、新たな振興の拠点を形成し、沖縄県や中南部都市圏の振興に寄与する。

② 宜野湾市の将来都市像の実現

- 基地により歪められてきた都市構造を再構築するとともに、既成市街地と連携した新たな都市拠点を形成し、宜野湾市が目指す将来都市像を実現する。

③ 地権者意向の実現

- 地権者の意向を重視した跡地利用の実現に努め、地権者の土地活用を促進する。

(2) 跡地利用の基本姿勢

① 関係者の参加と協働

- 地権者、市民及び県民の意向の反映や市、県及び国の密接な連携などに努め、関係者の参加と協働による取り組みを促進する。

② 環境に対する配慮

- 自然資源や文化資源の保全に配慮するとともに、地盤条件との整合による安全の確保に努める。
- 環境との共生やゼロエミッションに取り組み、循環型社会のモデル地域を形成する。

③ 周辺整備との連携

- 跡地の周辺においては、跡地と一体的な都市基盤整備や、跡地利用とあわせた既成市街地の環境改善に取り組む必要があり、周辺整備との連携による跡地利用に努める。

④ 社会経済動向の反映

- 今後の社会経済動向を見守り、国内外の情勢の変化や国際化、情報化等の新たな時代潮流へ柔軟に対応するための持続的な取り組みにより目標の実現に努める。
- 段階的な跡地利用を計画的に誘導し、まちづくりの中間的な段階においても着実に目標が実現されるように努める。

(3) 跡地利用の促進に向けた戦略的な取り組み

① 広域的な計画との連携による土地利用可能性の拡大

- 地権者との協働により広域的な計画を導入し、大規模公園の整備によるイメージアップ、幹線道路網の整備による交通条件の向上、都市拠点形成による集客力の拡大等により、土地利用の可能性を拡大する。

② 優れた環境づくりによる跡地の魅力の向上

- 優れた環境づくりに取り組むことにより、生産や生活の場としての跡地の魅力を高め、振興の拠点到ふさわしい産業や高次都市機能を導入する環境を整え、土地活用を促進する。

③ 持続的、段階的な取り組みによる需要動向への対応

- 持続的な体制づくりや段階的な計画づくりに取り組み、時間をかけて発生する土地需要の動向とその間の社会経済状況の変化に柔軟かつ的確に対応することにより、土地活用を促進する。

跡地利用に関する分野別の方針

(跡地利用の基本方向を実現するために必要な分野別の方針を示したものです。)

(1) 土地利用及び機能導入について

①振興の拠点としての産業や高次都市機能の導入

- 県内の既存の産業集積、学術研究機関等との連携や国際交流、人材育成をも視野に入れた新たな産業や高次都市機能を導入し、振興の拠点を形成する。
- 振興の拠点においては、優れた環境の中で人、物、情報が活発に交流する創造的な空間づくりをテーマとした複合拠点形成を目標とする。



豊かな緑やオーシャンビューが産業創造やリゾートの場をつくる（振興の拠点）

②これからの時代にふさわしい住宅地づくり

- 歴史と風土に根ざしたゆとりある住宅地づくりに取り組む。
- 新しい住宅地の暮らしを支えるために、周辺市街地の既存施設の有効活用にも配慮しつつ、公共・公益施設等を計画的に整備する。
- 暮らしの質を高め、優れた住環境を持続していくために、地域コミュニティの形成やコミュニティのネットワークづくりを推進する。



伝統的な集落の魅力をとり入れた沖縄らしい住宅地づくり

③宜野湾市の新しい都市拠点としての機能導入

- 市民生活の拠り所や交流の場となる新しい都市拠点形成を目標とし、行政機能や市民サービス機能及び広域的な商業機能等の導入によるまちづくりに取り組む。



市民の交流の場として賑わう広場（新しい都市拠点）

(2) 都市基盤整備について

①幹線道路の整備

- 広域的な交通体系の確立を目標として計画されている（仮）中部縦貫道路と（仮）宜野湾横断道路及びそれらとあわせた幹線道路網の再編に取り組む。



緑の中をリゾート感覚で通り抜ける広域的な幹線道路

跡地利用に関する分野別の方針

②（仮）普天間公園の整備

- 広域における防災性や公園の整備水準を高めるとともに、優れた環境づくりの中核として跡地の魅力を高め、振興の拠点としての産業、高次都市機能の導入を促進する効果などにも期待して、大規模な（仮）普天間公園を整備する。



跡地のイメージを高め、県民の「あしひな」となる（仮）普天間公園

③公共交通体系の整備

- 多くの県民や観光客などを集め、振興の拠点にふさわしい交流活動や（仮）普天間公園の利用を促進するために、広域的な公共交通体系の整備に取り組む。
- 跡地内の移動性を高め、多様な機能が複合するまちづくりの良さを活かすために、跡地内を対象とした先進的な公共交通システムの整備に取り組む。

④供給処理施設等の整備

- 湧水の量・質への影響やゼロエミッションの形成に向けて、環境に配慮した供給処理施設等を整備する。

⑤情報通信基盤の整備

- 新しい勤務形態や生活利便を実現するために、高水準の情報通信基盤の整備を促進する。

（３）環境づくりについて

①自然環境や文化財の保全

- 自然環境や文化財の保全の必要性について評価を行い、計画づくりに反映させる。

②魅力的な環境づくり

- 特有の自然資源や文化資源を活用した沖縄らしい街並みや景観の形成に向けて、個性的かつ先進的な環境づくりに取り組む。
- 持続可能な開発を目指した「環境共生」、「ゼロエミッション」、「地球温暖化防止」に取り組むとともに、これらを活かした国際協力の促進や新しい産業の振興等に努める。



普天間の歴史を後世に伝え、まちの個性を演出する松並木の復元

（４）周辺市街地整備との連携について

①跡地利用と連携した周辺市街地の整備

- 跡地利用と連携して取り組むべき周辺市街地整備について検討を進め、跡地利用計画づくりに反映させる。

②周辺市街地における幹線道路網整備

- 跡地利用を進めるために、周辺市街地における早期の幹線道路網整備に取り組む。

③周辺市街地の都市機能の活用

- 跡地における住宅立地を促進するため、周辺市街地内の生活関連サービス機能を活用した跡地と周辺市街地にまたがる新たな生活圏形成に取り組む。

今後の取り組みに関する方針

(跡地利用に関する計画づくりのために、今後必要とされる取り組みの方向性を示したものです。)

(1) 具体的な跡地利用計画の策定に向けた取り組み方針の確立

- 宜野湾市及び沖縄県は国と連携し、普天間飛行場の返還見通しに関する状況変化に的確に対応しつつ、跡地利用計画の策定に向けた取り組み体制やスケジュールなどの方針を早期に確立する。

(2) 計画の具体化に向けた取り組み

① 目標の実現に向けた計画づくり

- 事業の推進における国の積極的関与を前提として、宜野湾市及び沖縄県は、国と連携して実施手法の検討を行うなど、目標の実現に向けた計画づくりを進める。

② 土地利用や機能導入に関する計画づくり

- 国、沖縄県、宜野湾市の連携による持続的な取り組み体制を整え、産業や高次都市機能の立地需要に関する情報収集、国内外への情報発信、中核となる産業や高次都市機能の受け皿整備、優れた環境づくり、広域的な連携に必要なネットワークの形成、人材の育成等に関する検討を進め、跡地利用計画に盛り込むべき具体的な整備内容を明らかにするとともに、振興プロジェクトとしての計画づくりを促進する。
- 住宅地づくりについては、地権者との協働により、中南部都市圏からの新たな需要の誘致や県外からの来住の促進につながる、優れた環境を有する計画づくりに取り組む。
- 宜野湾市の新しい都市拠点形成については、宜野湾市を中心として機能導入のあり方や受け皿となる土地の確保等について検討を進め、市民や地権者の参加と協働による計画づくりを促進する。

③ 広域的な都市基盤整備に関する計画づくり

- 跡地における幹線道路は、計画関係機関の協働による検討体制を整え、計画づくりに取り組む。また、周辺市街地における幹線道路整備は、早期の整備に向けた計画づくりに取り組む。
- (仮) 普天間公園については、国、沖縄県、宜野湾市が連携し、地権者の意向、優れた環境づくりなどに配慮して計画づくりに取り組む。
- 公共交通体系の整備については、沖縄県と宜野湾市を中心に、交通関係機関と連携し、広域的な公共交通体系としては基幹バスシステム、新たな高速バスシステム、モノレールの延伸、南北軸を形成する軌道系交通システムなど、跡地内を対象とした公共交通体系としては先進的な交通システムについて検討し、跡地利用計画の具体化とあわせて計画の具体化に取り組む。

④ 自然環境や文化財に関する計画づくり

- 沖縄県と宜野湾市を中心として、関係機関との連携の強化により返還前の環境調査や文化財に関する調査を促進する。
- 未調査部分を留保しながら段階的に計画づくりを進めるための仕組みづくりなどに取り組む。

今後の取り組みに関する方針

(3) 県民・市民及び地権者の参加と協働に向けた取り組み

①県民等との情報の共有化と意向の把握による計画づくり

- 基本方針の策定にあたって把握された県民の意向を計画づくりにも活かすとともに、引き続き情報の共有化や意見交換を通じて県民の意向把握に努め、計画づくりに反映させる。
- 跡地を沖縄県の振興の拠点とするために、県民や県内企業との情報の共有化に努める。
- 宜野湾市の将来都市像の実現に向けて、新しい都市拠点形成や幹線道路網の再編等に関する地権者や市民との合意形成を促進し、計画づくりに反映させる。
- 周辺市街地における幹線道路網整備は、早期に沿道地域の住民や地権者との合意形成を促進する。

②地権者との合意形成と協働による計画づくり

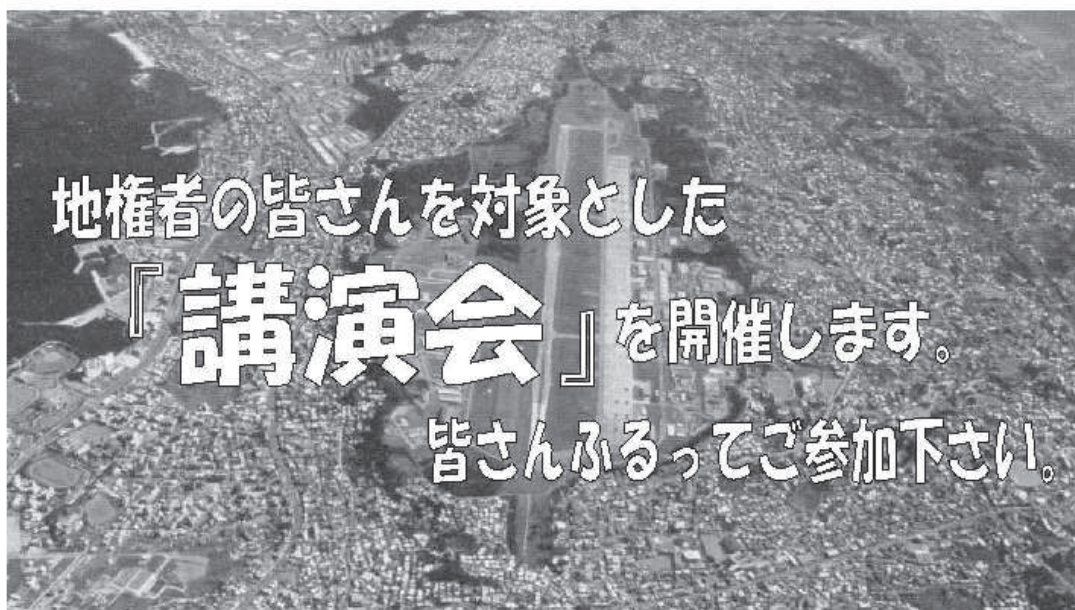
- 地権者の土地活用意向を反映するための計画づくりや広域的な観点に基づく計画の導入については、地権者との合意形成と協働が不可欠であり、地権者との情報の共有化や意見交換に努め、計画づくりに反映させる。
- 跡地利用の可能性や魅力を高め、土地活用を促進するためには、土地の共同利用や共同開発等による十分な規模の受け皿の供給や美しい街並みの形成が効果的であることから、地権者との協働による計画づくりを促進する。

今後の予定と地権者の皆さんへのお願い

- 今後は、今回ご紹介した跡地利用基本方針(案)に対する地権者・市民・県民の皆さんの意見をお聞きし、「跡地関係市町村連絡・調整会議」や「跡地対策協議会」との調整を図りながら、平成 18 年 3 月を目標に宜野湾市・沖縄県が「跡地利用基本方針」として策定します。
- 基本方針策定後の跡地利用計画をつくる段階においても、これまでと同様、地権者の皆さんとの協働により取り組んでいきたいと考えていますが、**基本方針策定にあたって皆さんの意見を反映できるのは今回が最後の機会**です。そのため、多くの方に地権者懇談会へ足を運んでいただき、ご意見をいただくとともに、跡地利用基本方針(案)へのご理解を深めていただきますようお願いいたします。
- また、「跡地利用基本方針策定にかかる指針」の段階で実施したアンケートでは、その内容について「概ね理解できた」との回答が約 75%を占め高い割合となっています。しかし、回収率は 19.5%と非常に低く、皆さんの関心度が低い状況です。市では、**多くの地権者の方に跡地利用への関心を持っていただき、今後も継続的に情報提供、意見交換をし、それぞれの段階で意見を反映していきたいと考えています。**そのためにも今回のハガキアンケートには、**ぜひ皆さんにご記入いただき、ポストへ投函して下さい**ようお願いいたします。



ふるさと



【講演会の内容】

日時 平成18年3月4日(土)午後2時～3時

会場 宜野湾市農協会館4階ホール

講演の内容

和田 敬悟氏 (宜野湾市 基地政策部 基地跡地対策課長)

テーマ 『跡地利用の具体化に向けて』

～跡地利用基本方針策定後の取り組み内容とスケジュール～

上江洲 純子氏 (沖縄国際大学法学部講師、普天間飛行場関係地権者等合意形成推進委員会副委員長)

テーマ 『今 はじまる まちづくり』

普天間飛行場跡地利用についての地権者の皆さんからの意見を紹介します。

平成17年11月下旬から12月上旬の6日間にわたり、跡地利用基本方針(案)を題材に普天間飛行場地権者懇談会を開催しました。

懇談会には計160名の参加者が集まり、数多くの意見・質問があげられました。

以下では、地権者からあげられた意見の一部をご紹介します。



地権者からの主な質問・意見	回答
今回追記されたように、国の積極的な関与は絶対的に必要だと思う。国の積極的な関与には、財源の確保も含まれているのか。	国の積極的な関与という表現には、国が責任を持つという意味合いもあり、当然財政的支援も含まれていると考えています。平成14年度に国が策定した沖縄振興計画の中で、普天間飛行場の跡地には国が支援するという文章表現が出てきましたが、それを再確認するために、今回国の積極的な関与という表現で基本方針の中に謳っています。沖縄振興特別措置法の中でも、国は財政的な支援、その他の支援をするとしています。
「普天間飛行場は琉球石灰岩台地に位置し、地下には洞穴や地下水脈が発達しているととも、埋蔵文化財包蔵地や貴重な動植物の生息も明らかになってきた」とのことだが、これらはどのように調べられたのか。	平成13年度から自然環境の調査を行ってきており、既往文獻や基地周辺のボーリングデータから3つの大きな水盆があることがわかっていました。また、文獻や専門家の見解からは、地下に鍾乳洞が発達していて、水脈が流れていることも分かってきています。文化財については、平成9年度から県と市の文化財担当部署により、普天間飛行場の中に入境し、埋蔵文化財等の範囲確認調査を実施してきており、50m間隔のメッシュの線を引き、その交点を試掘するという手法で約3,700箇所の調査を終えています。これにより保存すべき文化財の箇所等については徐々に解りつつあり、市教育委員会文化課において、詳細な遺跡分布図も出来上がっています。今後は文化課が中心となって、保存すべき文化財と記録保存に留める文化財の仕分けを行うこととなっていますが、基地内の構造物の下については、返還後に撤去しなければ調査が出来ない状況です。
H米安全保障協議委員会(2プラス2)の状況を見ると、中南部都市圏における軍用地の返還により、相当規模の跡地利用となる可能性もある。こうした状況を踏まえて基本方針を作成しているのか。	返還協議については、3月頃に方向性が見えてくると思います。普天間飛行場については、平成11年の閣議決定以降、取り組みの枠組みは変わっていませんが、今回の基本方針(案)の中に「返還見直しに関する状況変化に的確に対応しつつ…」という表現を組み込んでいます。
今後の取り組みに関する方針の中に、モノレールの延伸を検討することが謳われており大変素晴らしいと思うが、その他どのような交通を考えているのか。	都市間をつなぐ広域交通ネットワークとして、軌道系交通の必要性を苦しみ込んでおり、一例としてモノレールを入れています。その他に地下鉄やリニアモーターカーなどの事例もありますが、今後具体的な計画策定段階で議論していきたいと考えています。
大規模公園をつくることにより地権者の収入減につながってしまうのではないかと。軍用地料に代わる収入が得られるような土地利用を考えて欲しい。地主が収益をあげれば、市の税金として入ることにもつながってくると思う。	大規模公園の整備によってまちの魅力を高め、そのことにより産業を導入していくとの考えをもっています。また、返還のシンボルとなる公園、広域防災機能を有する公園としての整備を考えており、国により整備を行ってほしいとの思いで方針に謳っています。

地権者からの主な質問・意見	回答
跡地内の移動性を高めるための公共交通として、観光客の日に留まり、市民もリゾート感覚で楽しく移動でき、子供たちも興味を持つようなトロトロ列車等を導入してはどうか。	若干の会においても、飛行場のフェンスがあったところに遊歩道・サイクリングロード等を整備し、それと併行して路面電車や環境にやさしい電気バス等を走らせてはどうかといった意見があげられています。トロトロ列車なども今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。
跡地には大型ショッピングセンター等の導入も必要だと思う。	市民の利便性を考えると当然必要になくくと思ひますが、理想として賑わいだけの街はつくりたくないと思ひています。那覇新都心や北谷の美浜等との差別化が図られた、特色あるまちづくりを行っていかねばと思ひています。
普天間飛行場の滑走路はそのまゝ残して、駐車場や様々な県民イベントの会場として利用してはどうか。コンクリートを壊すだけでも相当大変なはずであり、幹線道路等としてそのまゝ使うことも考えられると思ひう。	今後、具体的な計画を策定する段階での参考にさせていただきたいと思ひます。
跡地利用計画づくりの今後の予定を教えて欲しい。	取返の見通しがはっきりしない状況もあり、具体的な跡地利用計画づくりに来年からすぐ入ることは難しいと思ひられますが、来年も引き続き、沖縄県と宜野湾市の共同により、跡地利用計画の策定に向けた基礎固めを行っていく予定です。
自然が減っていく中、地球温暖化という問題もあるため、跡地では、健康の森、平和の森、水辺の森、はごろもの森、夕陽の森等、いくつかのテーマを持った森をつくって欲しいと思ひう。	大規模公園の中にいくつかの森が計画されてくと思ひます。公園整備の具体的なイメージは、今後、多くの関係者との意見交換を行ひながら決めていきたいと思ひています。
このような地権者懇談会は継続的に実施して欲しい。	地権者懇談会は、皆さんへの情報の提供と意向把握を行う場として開催してきており、返還後地権者に土地をお返しするまで継続していかねばと思ひています。

第4回普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会が開催されました。

平成18年2月10日に、第4回普天間飛行場跡地利用基本方針策定審議調査会（会長 尚 弘子 琉球大学名誉教授）が開催されました。会では、跡地利用の実現に向けた今後の取り組みの流れや、当面の取り組みとして「分野別の方針の具体化に向けた取り組み」、「具体的な計画づくりへの着手」、「地権者との合意形成活動と協働に向けた取り組みの継続・促進」等を行っていくことの必要性が確認されました。



平成15年度より、宜野湾市と沖縄県が策定作業を進めてきた「普天間飛行場跡地利用基本方針」が、平成18年2月10日にまとまりました。公表資料が準備できしだい、地権者の皆さんへ配布する予定です。

**普天間飛行場の跡地を考える若手の会を中心に、
『基地周辺ウォーキング』を実施しました。**

普天間飛行場の跡地を考える若手の会では、平成18年2月18日（土）、午後2時から5時にかけて、宜野湾小学校から森川公園までの約4.7kmの区間で基地周辺ウォーキングを実施しました。

当日は、若手の会会員及びその家族、宜野湾市基地政策部職員を中心に約30名が参加し、有意義な時間を過ごしました。

今後も、これからはじまる跡地のまちづくりを今から休感し、みんなで楽しみながら跡地利用を考えていけるよう、外に出て様々な取り組みをしていきたいと考えています。



基地や上空を飛ぶ飛行機の様子を見ながらフェンス沿いを歩きました。



沖縄国際大学1号館丘上から基地を見学しました。



途中の佐喜下公園でサイコロクイズを行いました。

「若手の会」は、毎月第2火曜日の午後7時30分から市民会館等で活動しています。本会の活動に関心のある方は、ぜひ一度ご見学下さい。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩1-1-1
電話 098-893-4401 Eメール kichi01@ami.city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

2-3 普天間飛行場の跡地を考える若手の会

(1) 若手の会の概要

若手の会は、今年度の調査目標である「跡地利用基本方針(案)等の地権者等への周知と意向集約」、「次の段階を見据えた持続的な意向醸成のための環境整備」の双方に関連する取り組みであり、本調査の軸として定期的を実施した。若手の会の概要と平成14年度以降の活動経過は以下のとおりである。

【若手の会の概要】

発足の経緯	普天間飛行場のまちづくりを成功させるためには、若い世代が主体的に考え、行動していくことが重要であるといった地主会等からの要請・期待を受け、平成14年度に発足した会である。
構成メンバー	普天間飛行場に該当する13字からの代表23名により構成されている。 (会長：大川正彦(野嵩) 副会長：天久眞一(大謝名)、呉屋力(喜友名))
活動日時	毎月第2火曜日の午後7時30分から2時間程度を基本に、市民会館等で活動している。
活動内容	発足以降、他地域の事例調査や普天間飛行場跡地利用に関連する各種調査等の勉強会、その成果を踏まえた議論等とともに、若手検討組織としての更なる活性化と、地権者の中心的な検討組織の一つとしての発展を目指して、活動を行ってきている。
今年度の活動目標	跡地利用基本方針策定に係る指針等の内容を理解した上で、地権者としての意見を集約し、地主会へ検討成果を報告する。 また、若手の会メンバーがまちづくりのニューリーダーとして活躍し、若手地権者の輪を広げていけるよう、体制の強化を図る。



【平成 14 年度以降の活動経過】

回数	年度	月 日	主な活動内容
1	平成 14 年度 第 1 回	12 月 19 日	若手地権者懇談会発足の主旨説明
2	第 2 回	2 月 21 日	普天間飛行場の概況及び次年度以降の検討テーマについて
3	平成 15 年度 第 1 回	7 月 17 日	若手地権者懇談会の組織のあり方に関する意見交換
4	第 2 回	10 月 6 日	若手地権者懇談会の位置づけ、運営方法について
5	第 3 回	11 月 11 日	接收～SACO 合意～現在に至る経緯や現在の調査事業について
6	第 4 回	12 月 9 日	普天間飛行場内の文化財の状況（文化財調査）について
7	第 5 回	1 月 13 日	普天間飛行場内及び周辺の自然環境の状況（自然環境調査）について
8	第 6 回	2 月 10 日	中南部都市圏基本構想における普天間飛行場の位置づけについて
9	第 7 回	3 月 9 日	平成 15 年度の総括と次年度の活動内容について
10	平成 16 年度 第 1 回	4 月 13 日	若手の会組織形態（メンバー、代表者、検討内容等）の検討
11	第 2 回	5 月 11 日	若手の会組織形態（メンバー、代表者、検討内容等）の検討
12	第 3 回	6 月 8 日	基地内文化財巡りにあたっての事前準備
13	第 4 回	7 月 22 日	基地内文化財巡り及びとりまとめ
14	第 5 回	8 月 10 日	大規模跡地のまちづくりとして那覇新都心地区の事例研究
15	第 6 回	9 月 11 日	那覇新都心地区の視察会及びとりまとめ
16	第 7 回	10 月 12 日	宜野湾市都市マスタープランの勉強会
17	第 8 回	11 月 9 日	「私たちの考え」のとりまとめ項目について
18	第 9 回	11 月 30 日	「私たちの考え」たたき台についての議論
19	意見交換会	12 月 9 日	「私たちの考え」を題材とした地主会役員等との意見交換会
20	第 10 回	1 月 11 日	「私たちの考え」の最終とりまとめに向けた議論
21	第 11 回	2 月 8 日	「私たちの考え」の最終とりまとめに向けた議論及び内容確定
22	視察会	2 月 24 日～26 日	「協働のまちづくり」をテーマとした視察会（横浜市、八潮市等）
23	第 12 回	3 月 8 日	「私たちの考え」の最終確認と次年度の活動に向けた議論

		月 日	主な活動内容
24	平成 17 年度 第 1 回	4 月 12 日	平成 17 年度の活動目標、スケジュールについて
25	第 2 回	5 月 10 日	まちづくりの手法や制度等についての勉強会
26	第 3 回	6 月 14 日	まちづくりの手法や制度等についての勉強会
27	第 4 回	7 月 12 日	普天間飛行場跡地利用基本方針策定にかかる指針を題材とした議論
28	第 5 回	8 月 9 日	普天間飛行場跡地利用基本方針策定にかかる指針を題材とした議論
29	第 6 回	9 月 16 日	普天間飛行場跡地利用基本方針策定にかかる指針を題材とした議論
30	第 7 回	10 月 11 日	基本方針(素案)及び次の段階を見据えた取り組みテーマについて
31	第 8 回	11 月 8 日	跡地利用基本方針原案を題材とした議論
32	第 9 回	12 月 15 日	「跡地利用基本方針(案)を踏まえた若手の会の意見」のとりまとめについて
33	第 10 回	1 月 10 日	若手の会の今後の活動について
34	第 11 回	2 月 18 日	基地周辺ウォーキング
35	第 12 回	3 月 14 日	次年度の活動内容について
36	第 13 回	3 月 28 日	次年度の活動内容について

(2)「跡地利用基本方針策定に係る指針」を題材とした議論の成果

若手の会では、跡地利用基本方針策定に係る指針を題材に議論し、以下のような意見があげられた。

①指針全体の印象についての意見

- 「基本方針策定にかかる指針」は、「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」を踏まえてまとめられたものであるため、若手の会として基本方針の理解を深めていくことが大切である。

②「跡地利用の具体的な内容に関する提言」についての意見

- 沖縄本島の地理的優位性を前面に出し、開発にあたって県庁誘致を考えたらシンボルとして非常に良いと思う。
- 公共交通システムの導入について、市内一周小型バスを先行導入してはどうか。
- 「長寿健康産業、観光リゾート産業、環境産業等を中心とし、国際交流、人材育成、既存の県内産業や機能との連携・活用を軸とした産業・機能の導入により、沖縄県の振興の拠点形成する」とあるが、総花的な感があり、ピントが絞りづらい印象を受けた。基本方針の段階では可能性として盛り込んでおいた方がよいと思うが、その後の跡地利用計画づくりの際には、早い段階で核になるものを決めて、普天間らしさを出していければよいと思う。
- これからの時代にふさわしい住宅地づくりや魅力的な環境づくり等として、電線地中化を入れてはどうか。
- 魅力的な環境づくりとして、ゼロエミッションや地球温暖化防止等とあるが、これに係るものとして、具体的に「太陽エネルギー」、「風力エネルギー」、「バイオ」等を記載してはどうか。今後これ以上の内容は出てこないと思う。
- （仮）普天間公園の整備と合わせて、市民の交流の場としての広場（新しい都市拠点）も重要なものになると思う。
- 指針には、「風土に根ざした新たな沖縄らしい住宅地づくり」とあるが、地代に変わる収入の確保として、アパートやマンションの乱立とならないような土地利用誘導が必要である。また、それだけの需要があるかどうかも課題である。

③「今後の取り組みに関する提言」についての意見

- 今後の取り組みとして、地権者の意識をどう高めるかについての具体策を議論していきたい。
- 提言内容の各項目の優先度についても、今後の跡地利用計画の段階では検討課題になると思う。
- 今後も国からの予算を確保していただき、跡地利用の取り組みを継続的に進めていく必要がある。
- 周辺市街地の計画についてどのように促進するのか、その仕組みを考える必要がある。
- 地球温暖化防止についての具体的な対策も今後考える必要がある。
- 今後の取り組みの中に、「地権者の意向醸成と合意形成による計画づくりの促進」とある。若手の会は今後も継続していくが、その他にもボランティア組織をつくって、街づくりを盛り上げていく必要がある。
- 跡地利用は個人の生活に直結する話として見られがちだが、街づくりは一回しかチャンスがないので、多くの地権者にすばらしい街を形成するんだという認識で跡地利用を捉えてほしい。
- 指針では数多くの内容が提言されているが、今後は普天間のまちづくりに対する柱を見出していく必要がある。また、指針に書かれていることをどう実現していくかが大事である。
- 今後は「私たちの考え」をもとに、自分たちの考えをさらに煮詰め、言葉の意味を突き詰めておくことが必要だと思う。

(3)「跡地利用基本方針(案)」を題材とした議論の成果

若手の会では、跡地利用基本方針策定(案)を題材に議論し、以下のような意見を取りまとめた。なお、とりまとめた意見を跡地利用基本方針策定にあたって実施されたパブリックコメントの際に提出し、基本方針への反映が図られた。



◆跡地利用基本方針(案)は、まちづくりの方向や、そのための仕組みづくり等に関する幅広い内容が包括され、理想的な内容だと思う。

- ・基本方針(案)は、全体的に幅広い分野の内容が書き込まれており良いと思う。
- ・基本方針(案)は、目標としてよくまとまっており、理想的な内容だと思う。
- ・基本方針(案)の内容は素晴らしいものとなっており、今後の取り組みが重要である。
- ・「今後の取り組みに関する方針」の中に公共交通体系に係る記述の具体化が図られていて良いと思う。今後も海外の事例を含めて、互いに勉強していくことが大切である。
- ・「今後の取り組みに関する方針」の中に、「具体的な跡地利用計画の策定に向けた取り組み方針の確立」が盛り込まれたのは非常に意義のあることだと思う。
- ・冒頭に「基本方針策定の趣旨」が入ったことにより、非常に読みやすくなったと思う。

◆跡地利用基本方針に基づく今後の取り組みが重要であり、そのためには、地権者及び若い世代の持続的な活動が可能な体制をつくり、合意形成を図っていくことが重要である。そこで、「今後の取り組みに関する方針」の「(3)②地権者との合意形成と協働による計画づくり」の中に、下記のような内容を追記して欲しい。

○次世代を担う若手の育成と、そのための活動を推進していくこと

- ・「今後の取り組みに関する方針」に追加されたように、宜野湾市のみでなく、国の積極的な関わりは当然必要だと思うが、その以前に、地権者自らの関わりを真剣に考える必要がある。地権者懇談会への参加者が少ないことや、アンケートの回収率が低いこと、また若手の会も各字からの選抜者であるにもかかわらず、半数近くの人不参加といった状況は問題である。
- ・「基本方針策定の趣旨」のところに、地権者の数が約2,800人であり、今後増加が見込まれるといったことが明記されたことにより、合意形成上の課題も明確になったと思う。
- ・地主から見ると本音が議論されていないような気がする。本音で議論できる場を設けて、補償等の内容も跡地利用と合わせて検討できると良いのではないかな。また、本音で議論を行うための方法も考える必要がある。

(次頁へ続く)





(続き)

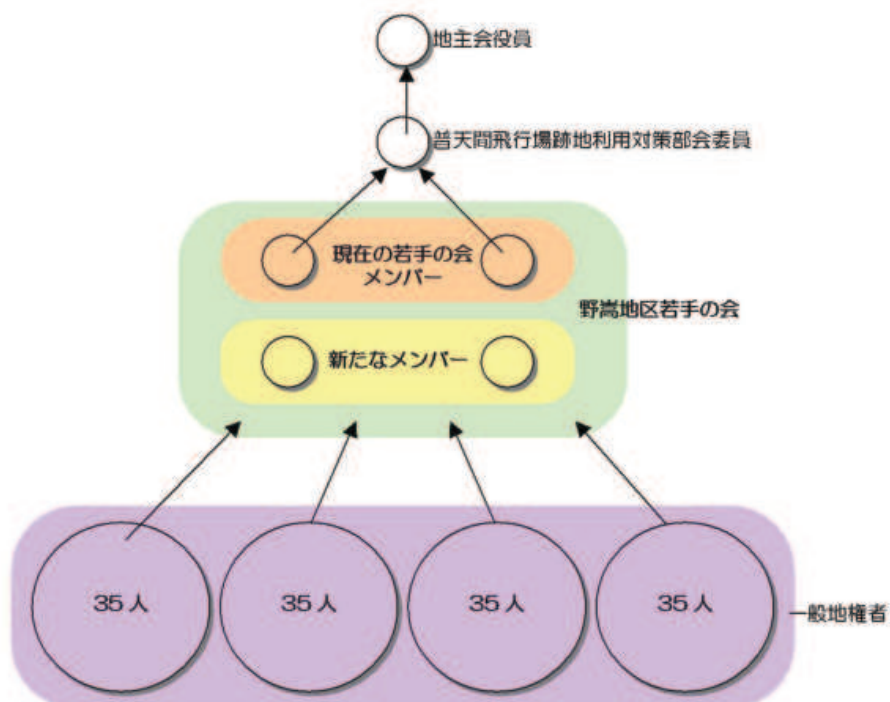
- 基本方針(案)の中では「地権者意向の実現」、「関係者の参加と協働」、「地権者との合意形成と協働による計画づくり」等の記述がなされており、地権者及び地主会の主体的な関わりの必要性が浮き彫りになっている。そのため、若手の会としても、自らの考え方をしっかりと持ち、跡地利用に対する提案を継続的に行っていく必要がある。
- 「協働」との言葉が多く出てくるが、これには「共同責任者」との意味合いもあると思う。「共同責任者」の中には、当然若手も含まれる。青写真がないと意見を言えないといった声もあるが、方向性を決める段階から皆で考える必要があるとの認識を持つ必要がある。また、先行買収を積極的に進めたり、税金控除の検討を行うなど、地権者が協力しやすい環境や体制づくりにも必要である。
- 基本方針(案)にある通り、国・県・宜野湾市が連携して取り組むのは重要だが、気持ちは県と市が中心で、国には全面的なバックアップを期待したい。そうすると当然地権者の責任は重くなり、若手の会も頑張っていく必要がある。
- いつ返還になっても対応できるようにとの思いでこれまで取り組んできたが、今後もより真剣に各々が跡地利用に関わり考えていくことが大切である。行政任せでは良いまちはできないとの認識を強く持つ必要がある。
- 基本方針(案)の中で、国と連携していくことを明確にしたのは地権者にとっても有意義なことであり、今後も国からのバックアップを要望したい。
- 次の段階の話ではあるが、減歩率などの各論が合意形成の問題点になってくる。そのため、減歩の目的や仕組みについての理解を得るとともに、各論の合意形成に耐えうる仕組みも合わせて考える必要がある。また、那覇新都心では固定資産税の30%免除が行われているようであり、普天間でも地権者からこのような要望・提言を出していく必要がある。
- 今は、声の大きい人の意見が全員の意見となっている感がある。今後は個々の地権者の意見を吸い上げていける方法を考える必要がある。





◆若手の会は、基本方針策定後の跡地利用計画策定段階に備え、活動の輪を広げ、体制を強化していきたい。具体的役割としては、各支部の若手代表として、一般地権者（特に若い世代）の声を吸い上げ、とりまとめ、地主会役員等へ持ち上げていくといった機能を果たせるよう、努力していきたい。

【例えば「野嵩地区（地権者数 151 名）」であれば…】



（４）今後の活動の方向性

若手の会では、跡地利用基本方針が策定された後においても、引き続き会のより一層の発展に向けて活動を推進していく必要がある。

こうした中、若手の会での議論において、今後は「個々がまちづくりについての知識を深める」、「地権者合意形成に向けて、若手の会がその中核を担っていくための自らのあり方を考える」等、机上での勉強会や議論と並行して、これまで以上に積極的に外へ出向き、これからまちづくりが始まっていくことを今から体感するとともに、皆で楽しみながら跡地利用を考え、会の輪を広げていくことが確認された。

今後の活動としては、以下のような内容を、若手の会が主体となって適宜実施し、会の活性化を図っていくこととなり、その関連として、第 11 回若手の会において基地周辺ウォーキングを実施した。

【今後の活動内容(案)】

以下の内容は案としてのものであり、実現に向けた個別調整等は適宜行っていくこととする。

◆一本の木からプロジェクト

- ・跡地利用が完成するまでの間、若手の会全体で継続的に取り組んでいける活動として検討。
- ・内容としては、将来の宜野湾並松を構成する 1 本の松の木を今から育ててみてはどうかというものである。

◆2,800mウォーキング

- ・普天間飛行場には約 2,800mもの滑走路があり、跡地利用の際にはその空間を整備していくこととなるため、それがどのくらいの距離なのかを体感するための取り組みとして検討。
- ・内容としては、国道 58 号の起点である旭橋から上之屋交差点（那覇新都心の入口）までの約 2,800mや、伊佐交差点から北谷町のアラハ公園までの約 2,800mを実際に歩いてみてはどうかというものである。

◆普天間飛行場 1 周サイクリング

- ・基地の周りを一周することで大きさを体感するとともに、市街地との関連や高低差等を把握するための取り組みとして検討。

◆大規模公園体験

- ・跡地利用基本方針(では、返還のシンボルとなり広域防災機能を有する、大規模な(仮)普天間公園の整備が位置づけられている。そこで、県内の大規模公園を見学し、公園としての規模や大規模であるが故に可能なこと等を把握するための取り組みとして検討。

【基地周辺ウォーキング実施概要】

日時：平成 18 年 2 月 18 日（土）午後 2 時～5 時

参加者数：32 名（若手の会 9 名、若手の会家族 8 名、宜野湾市基地政策部 8 名、
軍用地等地主会 2 名、昭和(株)5 名）

実施目的：

- ・ 沖縄国際大学の屋上やフェンス沿いから基地を間近に見学し、基地の大きさや様子を肌で感じる。
- ・ 既成市街地との関連や基地周辺の高低差等を把握し、今後跡地利用を考えていく上での材料とする。
- ・ 若手の会の家族を含めた実施とし、若手の会の活動に対する理解を深めてもらうとともに、会の輪を広げていく上での一歩とする。

ウォーキングルート：

宜野湾小学校～沖縄国際大学（屋上）～佐真下公園～森川公園の約 4.7 km



2-4 普天間飛行場跡地利用対策部会

地権者懇談会や普天間飛行場の跡地を考える若手の会等での意見の内容をもとに、地主会での情報共有や意見交換、地権者間の参加意識の向上策等について検討することを目的に実施された「普天間飛行場跡地利用対策部会」の運営を支援した。

跡地利用対策部会の実施概要及び意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 跡地利用対策部会実施概要

日 時：平成 17 年 10 月 6 日（木） 午後 2 時～4 時

場 所：宜野湾市農協会館 2 階（でいご・さんだんか）

内 容：

1. 「普天間飛行場跡地利用基本方針策定に係る指針」等を題材に実施した各種取り組みの実施状況の報告について
 - ①取り組みの実施状況
 - 1) 地権者懇談会の実施状況
 - 2) 普天間飛行場の跡地を考える若手の会の活動状況
 - 3) ハガキアンケートの実施状況
 - ②地権者懇談会及び若手の会であげられた意見の概要
 - ③ハガキアンケート結果概要
2. 今後の予定について
3. 意見交換

(2) 対策部会であげられた意見の概要

①跡地利用の内容に係る意見

○今は資産価値が低く相続に当たって有利だが、返還後は固定資産税の優遇措置等についても取り組むべきではないか。軍用地料として 70 億が入り、市も国からの補助を受けているが、返還されればそれらは入ってこなくなる。（仮）普天間公園については、整備をぜひ国に行っていただき、有料にしてお金が入ってくるようにするなど、経済的なことを考える必要があると思う。特区を導入して経済的に優遇することも考えられるのではないか。

○宜野湾市には墓地が無く、近隣市町村に依存している状況である。跡地利用の中で墓地公園の検討は行われているのか。

○（仮）普天間公園の整備については、中城公園の整備との関連性を持たせて検討すべきだと思う。また、国立九州博物館の分館等を（仮）普天間公園の中に取り入れることも考えられるのではないか。

②地権者の参加意識の向上や懇談会等の実施方法に係る意見

- 地権者懇談会への参加者が 121 名とは役員としても非常に残念である。出席率をあげるための方法を検討する必要があると思う。
- アンケートは記名式で行うと良いのではないか。名前、住所、電話番号等を記載することでアンケートの重要性を持たせ、自己責任を促すことにもつながると思う。そのことによって回収率もあがるのではないか。
- アンケート結果からは、土地利用及び機能導入についての理解度が低くなっているが、今後はこの部分について字の説明会等でも理解を得ていけるよう努力したい。言葉だけだと分かりづらいため、イラスト等を入れて分かりやすく説明する工夫も必要である。
- 各種の懇談会やフォーラム等に参加して段々といろいろなことが分かってきた。(仮)普天間公園や中部縦貫道路、宜野湾横断道路の話が出るなど、懇談会の内容も少しずつ具体化してきていると思う。市の持っている情報は全て提供して欲しい。
- 「産学住遊創」とあるが、専門的な表現でイメージしづらい。一般の方々にも分かりやすい言葉で表現することが大事だと思う。
- 基本方針案の段階でもPRパンフレット等をつくって地権者等に周知してはどうか。
- このような意見交換は今後も継続していただけるとありがたい。また、市長との意見交換会の場も早目に設けてもらえるようお願いしたい。
- 普天間飛行場は日米間で返還合意がなされており、我々はその政府方針に沿ってしっかり取り組んでいくことを地主会役員会でも確認している。具体的な時期が決まってからとのんびり進めていては間に合わず、今からできることはすべてやっていたという考えでこれまでやってきている。今回のようなアンケートも非常に重要なものであり、本来であれば会員個々が目覚めて関心を持ってくればよいが、まずは会員のためにもという気持ちで役員が頑張っていくことが必要である。今後の取り組みについても総力をあげて努力していく必要がある。

2-5 地権者ハガキアンケート

「跡地利用基本方針策定に係る指針」や「跡地利用基本方針(案)」に対する地権者の理解度等を確認するため、それぞれの段階においてハガキアンケートを実施した。実施概要及び結果は以下のとおりである。

(1) 第1回ハガキアンケート

①実施概要

○配布・回収方法：郵送による（配布は第1回地権者懇談会案内等の発送と合わせて行った。）

○記入期間：平成17年7月16日～8月15日

○配布数：2,645票

○回収数：517票（回収率：19.5%）

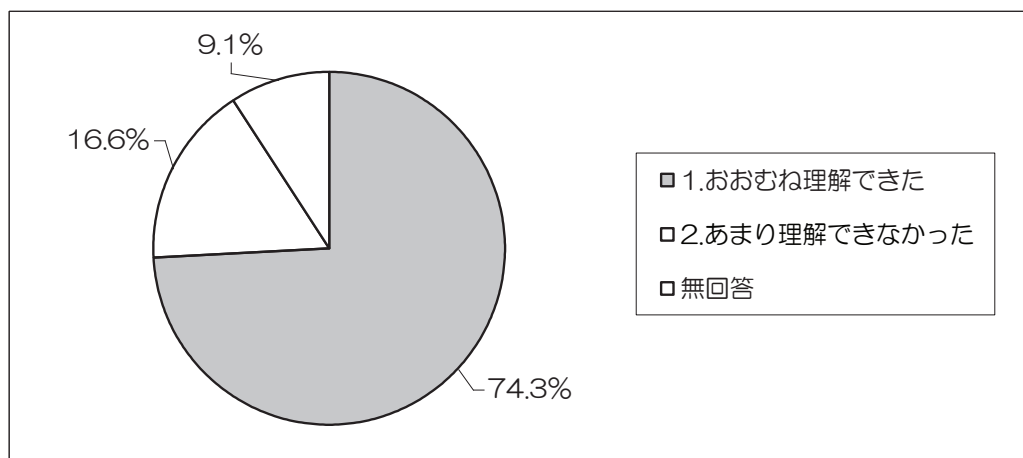
○設問内容：

1. 地権者懇談会資料の内容（跡地利用基本方針策定に係る指針の内容等）についての理解度。
2. 理解できなかったと回答した人について、その内容。

②アンケート結果

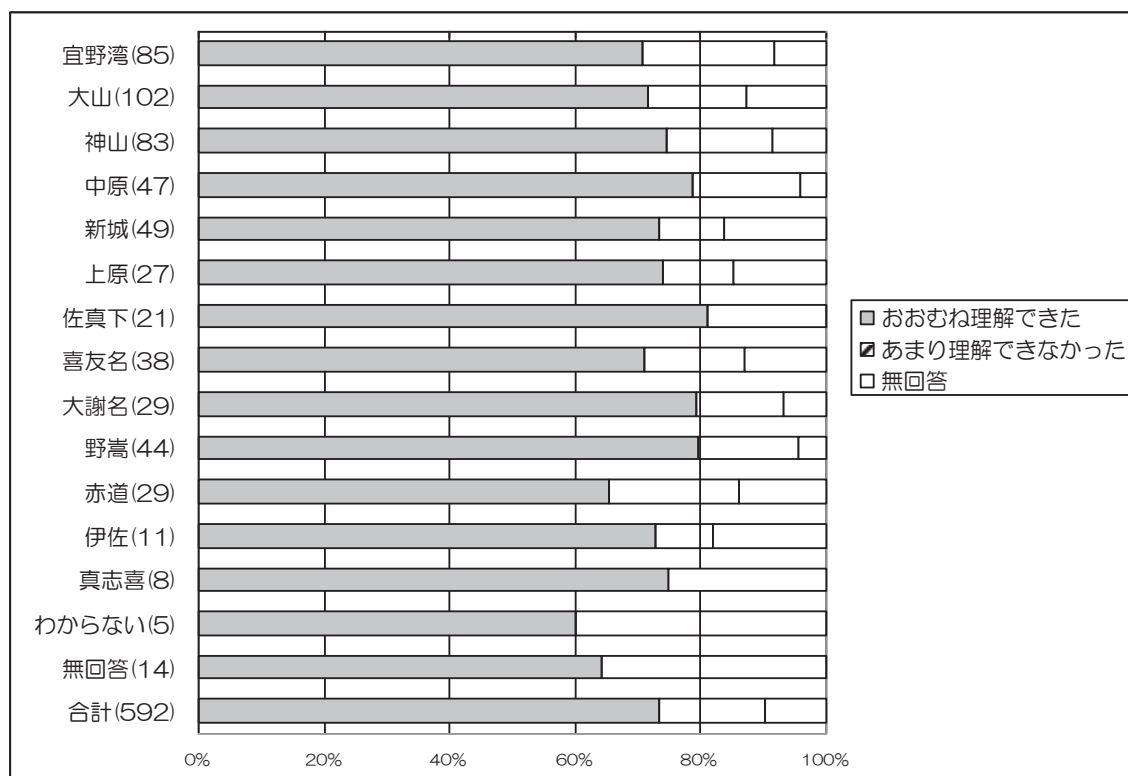
○地権者懇談会資料の内容（跡地利用基本方針策定に係る指針の内容等）については、74.3%の回答者が「おおむね理解できた」と回答している。

	回答者数	構成比
1. おおむね理解できた	384	74.3
2. あまり理解できなかった	86	16.6
無回答	47	9.1
計	517	100.0



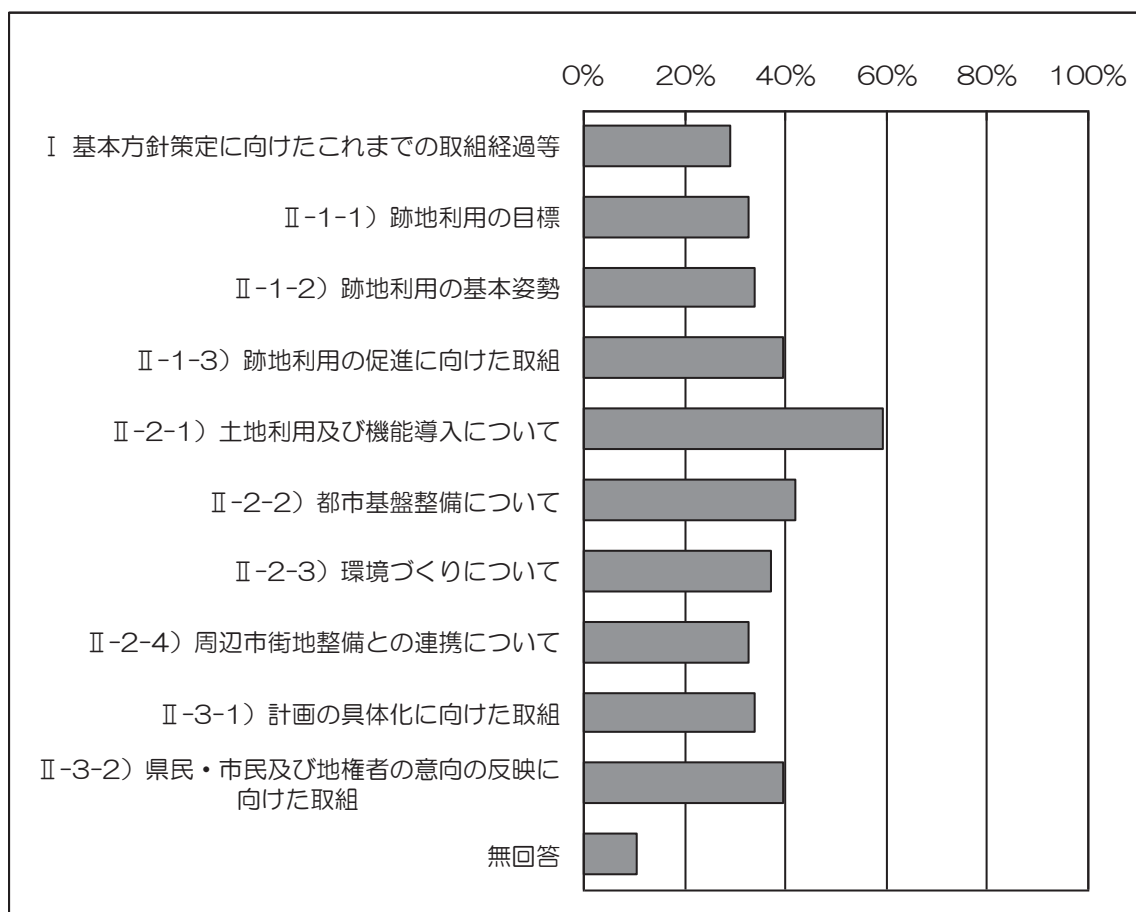
○地区別回答数と理解度の状況は以下のとおりである。

地区	回答数	おおむね理解できた		あまり理解できなかった		無回答	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
宜野湾	85	60	70.6%	18	21.2%	7	8.2%
大山	102	73	71.6%	16	15.7%	13	12.7%
神山	83	62	74.7%	14	16.9%	7	8.4%
中原	47	37	78.7%	8	17.0%	2	4.3%
新城	49	36	73.5%	5	10.2%	8	16.3%
上原	27	20	74.1%	3	11.1%	4	14.8%
佐真下	21	17	81.0%	4	19.0%	0	0.0%
喜友名	38	27	71.1%	6	15.8%	5	13.2%
大謝名	29	23	79.3%	4	13.8%	2	6.9%
野嵩	44	35	79.5%	7	15.9%	2	4.5%
赤道	29	19	65.5%	6	20.7%	4	13.8%
伊佐	11	8	72.7%	1	9.1%	2	18.2%
真志喜	8	6	75.0%	0	0.0%	2	25.0%
わからない	5	3	60.0%	2	40.0%	0	0.0%
無回答	14	9	64.3%	5	35.7%	0	0.0%
合計	592	435	73.5%	99	16.7%	58	9.8%



○「あまりよく理解できなかった」ことの内容としては、「土地利用や機能導入について」が最も多く、次いで「都市基盤整備について」、「跡地利用の促進に向けた取り組み」、「県民・市民及び地権者の意向の反映に向けた取り組み」という結果が得られた。

	回答者数	構成比
I 基本方針策定に向けたこれまでの取組経過等	25	29.1
II-1-1) 跡地利用の目標	28	32.6
II-1-2) 跡地利用の基本姿勢	29	33.7
II-1-3) 跡地利用の促進に向けた取組	34	39.5
II-2-1) 土地利用及び機能導入について	51	59.3
II-2-2) 都市基盤整備について	36	41.9
II-2-3) 環境づくりについて	32	37.2
II-2-4) 周辺市街地整備との連携について	28	32.6
II-3-1) 計画の具体化に向けた取組	29	33.7
II-3-2) 県民・市民及び地権者の意向の反映に向けた取組	34	39.5
無回答	9	10.5
回答者数	86	-



○あまり理解できなかった事項（地区別：網掛けは地区ごとに最も多かった回答）

選択項目	宜野湾	大山	神山	中原	新城	上原	佐真下	喜友名	大謝名	野嵩	赤道	伊佐	真志喜	わからない	無回答	計
I 基本方針策定に向けたこれまでの取組経過等	5	6	4	2	1	0	2	1	0	2	1	0	0	1	1	26
II-1-1) 跡地利用の目標	7	5	4	2	2	0	2	1	1	2	2	0	0	1	1	30
II-1-2) 跡地利用の基本姿勢	9	5	3	1	2	1	3	1	0	2	2	0	0	1	0	30
II-1-3) 跡地利用の促進に向けた取組	8	6	6	4	2	3	2	3	0	2	1	0	0	1	0	38
II-2-1) 土地利用及び機能導入について	8	11	9	4	4	1	4	3	2	5	4	0	0	1	2	58
II-2-2) 都市基盤整備について	6	9	5	2	4	0	3	3	0	1	3	0	0	1	1	38
II-2-3) 環境づくりについて	7	8	8	3	3	1	2	1	0	1	1	0	0	1	0	36
II-2-4) 周辺市街地整備との連携について	6	6	3	2	4	0	2	1	0	2	3	0	0	0	0	29
II-3-1) 計画の具体化に向けた取組	6	5	3	3	1	3	2	2	0	2	2	0	0	1	1	31
II-3-2) 県民・市民及び地権者の意向の反映に向けた取組	7	9	7	3	0	1	3	2	0	2	3	0	0	2	0	39
無回答	2	1	2	2	0	0	0	1	1	0	0	1	0	1	0	11
計	71	71	54	28	23	10	25	19	4	21	22	1	0	11	6	366

(2) 第2回ハガキアンケート

①実施概要

○配布・回収方法：郵送による（配布は第2回地権者懇談会案内等の発送と合わせて行った。）

○記入期間：平成17年11月29日～12月13日

○配布数：2,645票

○回収数：637票（回収率：24.1%）

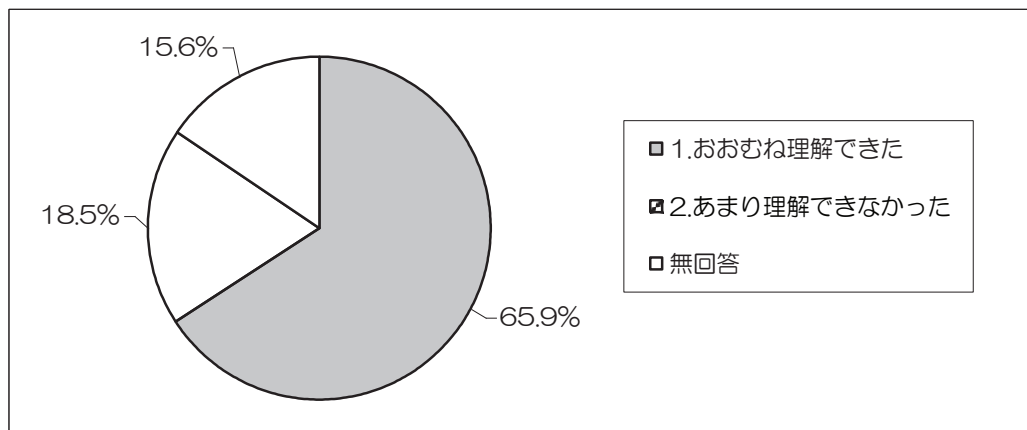
○設問内容：

1. 跡地利用基本方針(案)の内容についての理解度。
2. 今後の跡地利用計画等の計画づくりへの関わり方。

②アンケート結果

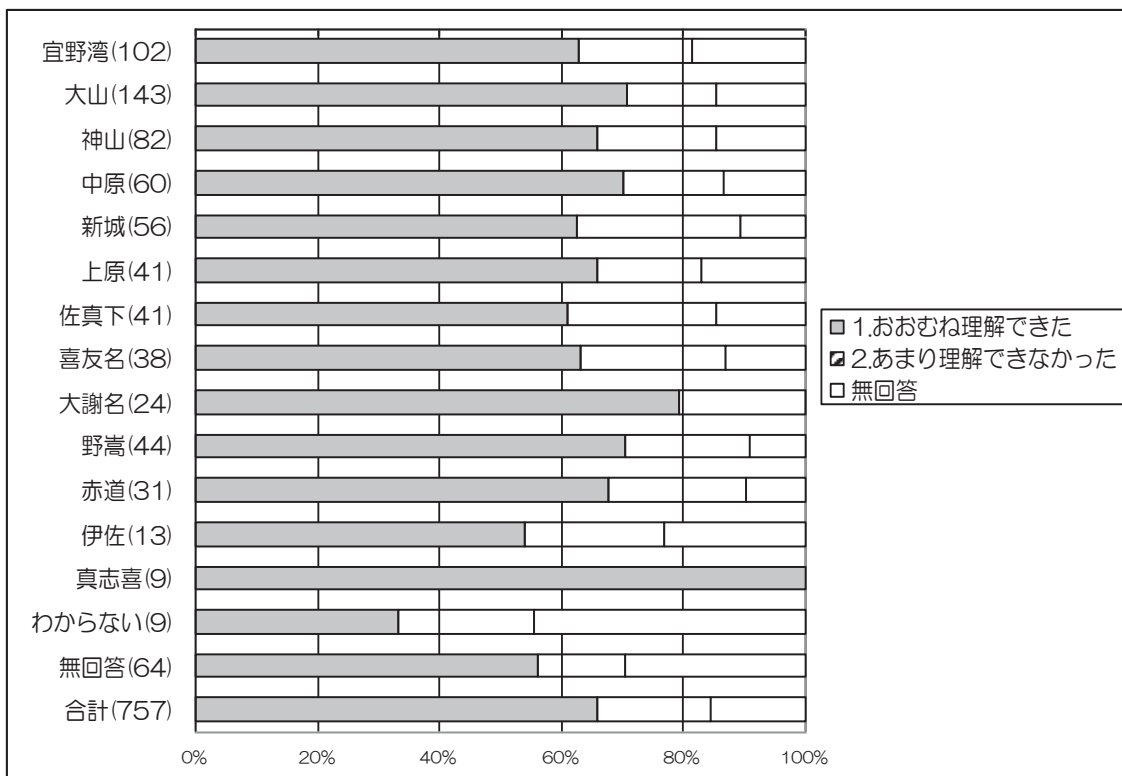
○跡地利用基本方針(案)の内容については、65.9%の回答者が「おおむね理解できた」と回答している。

	回答者数	構成比
1. おおむね理解できた	420	65.9
2. あまり理解できなかった	118	18.5
無回答	99	15.6
計	637	100.0

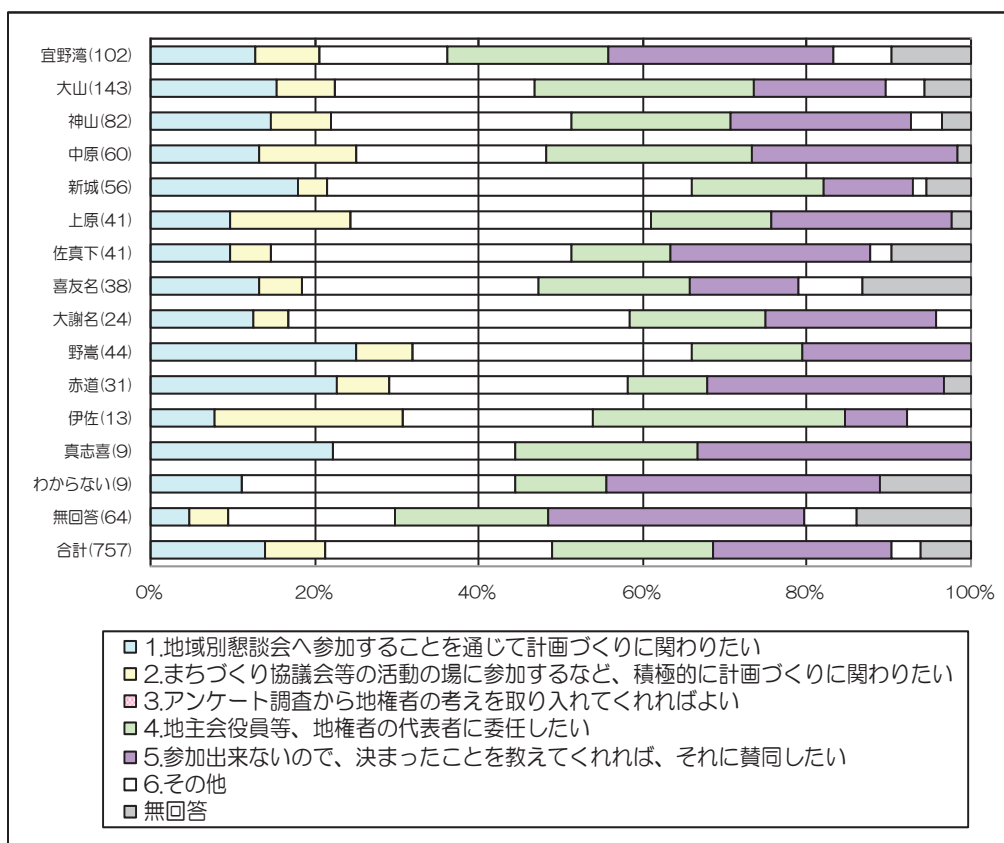
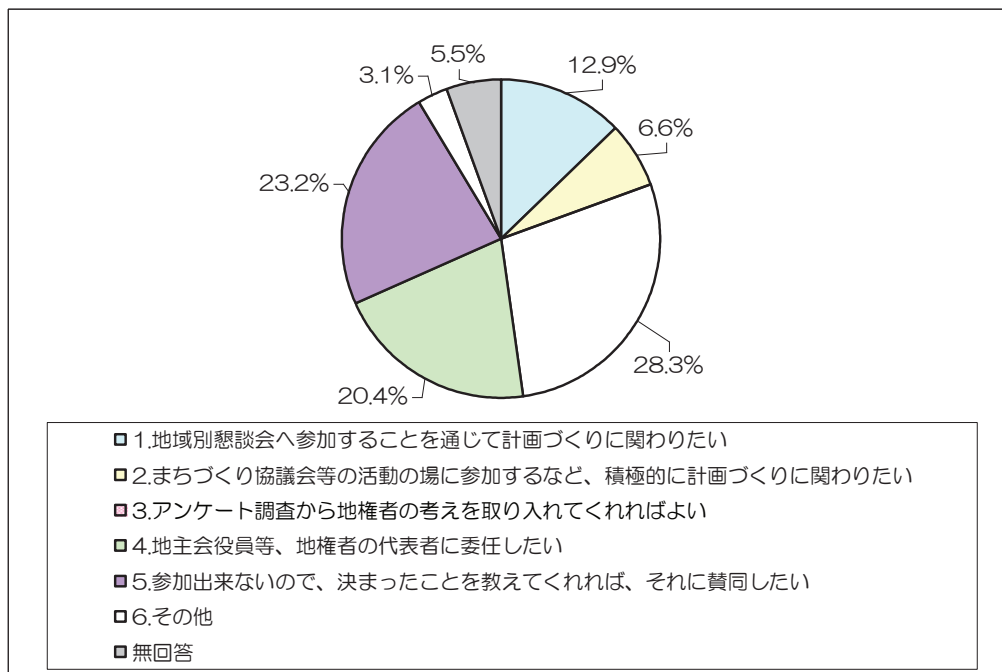


○地区別回答数と理解度の状況は以下のとおりである。

地区	回答数	おおむね理解できた		あまり理解できなかった		無回答	
		回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
宜野湾	102	64	62.7%	19	18.6%	19	18.6%
大山	143	101	70.6%	21	14.7%	21	14.7%
神山	82	54	65.9%	16	19.5%	12	14.6%
中原	60	42	70.0%	10	16.7%	8	13.3%
新城	56	35	62.5%	15	26.8%	6	10.7%
上原	41	27	65.9%	7	17.1%	7	17.1%
佐真下	41	25	61.0%	10	24.4%	6	14.6%
喜友名	38	24	63.2%	9	23.7%	5	13.2%
大謝名	24	19	79.2%	5	20.8%	0	0.0%
野嵩	44	31	70.5%	9	20.5%	4	9.1%
赤道	31	21	67.7%	7	22.6%	3	9.7%
伊佐	13	7	53.8%	3	23.1%	3	23.1%
真志喜	9	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
わからない	9	3	33.3%	2	22.2%	4	44.4%
無回答	64	36	56.3%	9	14.1%	19	29.7%
合計	757	498	65.8%	142	18.8%	117	15.5%



○今後の計画づくりへの関わり方としては、「アンケート調査から地権者の考えを取り入れてくれればよい」が最も多く 28.3%、次いで「参加出来ないので、決まったことを教えてくれれば、それに賛同したい」が 23.2%、「地主会役員等、地権者の代表者に委任したい」が 20.4%となっている。



2-6 地権者勉強会

これまでに実施した地権者懇談会からの意見（(仮)普天間公園等広域都市基盤の整備についての不安）や、跡地利用基本方針策定の動きを踏まえ、以下のとおり地権者勉強会を実施した。

（１）第１回勉強会

第１回勉強会では、(仮)普天間公園等広域都市基盤整備に係る地権者の不安を解消し、その必要性等についての理解を深めることを目的として、地主会役員会・跡地利用対策部会合同会、若手の会及び地権者懇談会の中で、以下の通り勉強会を実施した。

【勉強会の内容（画像で示した内容）】

- ①普天間飛行場跡地利用基本方針策定までの流れ
- ②宜野湾市都市マスタープランの内容
 - ・跡地に求められる役割
 - ・跡地の土地利用ゾーンの構想、広域幹線道路及び(仮)普天間公園の構想
- ③普天間飛行場跡地の事業主体や手法は、跡地利用計画を踏まえて定められることになっていること
- ④広域的な都市基盤や公共公益施設の整備について（那覇新都心地区を題材に）
本事項について、勉強会で提供した情報内容のポイントは、以下のとおりである。

◆広域的な都市基盤

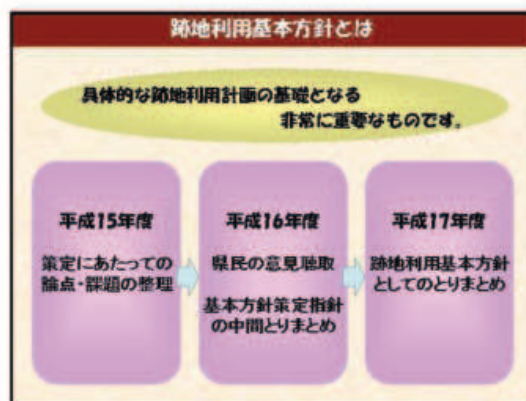
- ・那覇新都心地区の総合公園用地は、地権者の負担により確保したのではなく、事業主体の先買い用地を集めることにより生み出されていること
- ・公園の位置（幹線道路も同様）についても、総合公園の区域に土地を持っていた地権者のみの負担ではなく、換地手法により実現したこと
- ・一方で、居住者が日常的に利用する街区公園や近隣公園などの用地は、主に減歩により生み出されていること

◆公共公益施設

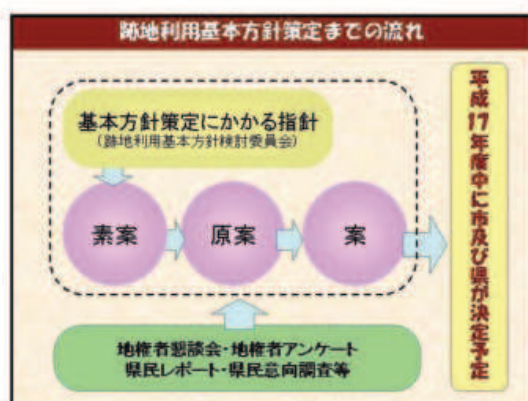
- ・地方合同庁舎や県立美術館、博物館、県立高校、小中学校、市役所等の公益施設の用地は、全地権者を対象に、一定の基準に基づく土地の先行買収により確保されたこと
- ・りうぼう楽市やサンエーなどの核となる商業施設の立地や、幹線道路沿いへの施設立地は、申出換地により実現していること
- ・申出換地の内容



(1)



(2)



(3)



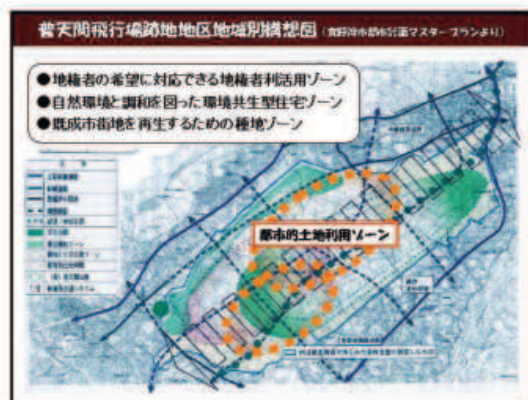
(4)



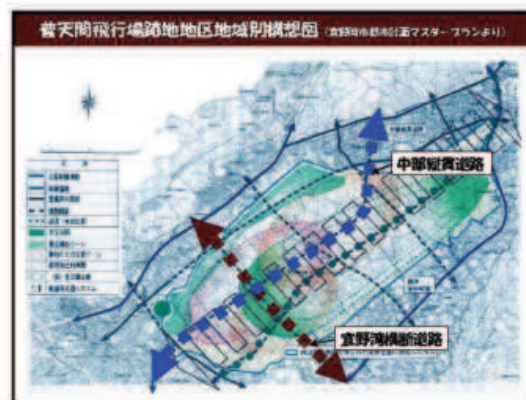
(5)



(6)



(7)



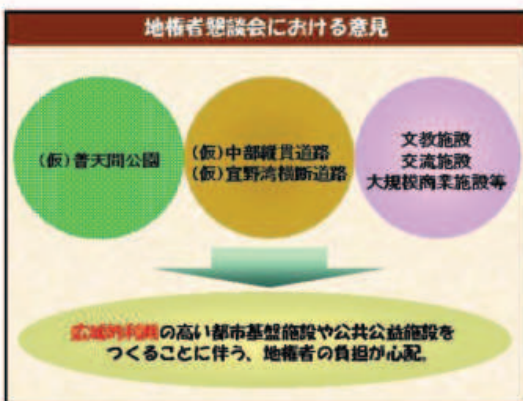
(8)



(9)



(10)



(11)

普天間飛行場跡地の事業手法や主体は、
跡地利用基本方針の後に策定される跡地利用計画を
踏まえて定められることとなっています。

(12)



(13)



(14)



(15)



(16)



(17)



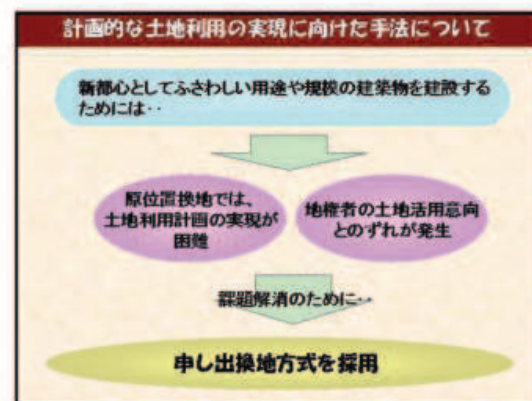
(18)

那覇新都心地区（参考：土地の先行買収基準）

地権者の土地所有面積	先行買収の割合
99㎡以下	全面買収
100㎡～240㎡	買収対象外
240㎡～300㎡	5㎡ごとに 1.2%～18.3%
300㎡	20%

「審判地調査から事業着手まで 旧牧志住宅地区・道徳地跡地利用」
平成13年4月 宇留野尾重利地産地主協議会資料より

(19)



(20)



(21)



(22)



(23)



(24)

(2) 第2回勉強会

第2回勉強会では、跡地利用の具体化に向けて、地権者の更なる意識醸成を図ることを目的として、全地権者を対象に以下の通り講演会形式で実施した。

(平成18年3月4日(土) 午後2時～3時)

【勉強会の内容】

①「跡地利用の具体化に向けて」(15分)

～跡地利用基本方針策定後の取り組み内容とスケジュールについて～

講師：宜野湾市基地政策部基地跡地対策課課長 和田敬悟氏

◆講演内容の主なポイント

○跡地利用基本方針策定の背景（SACO合意～閣議決定～沖縄振興計画～跡地対策準備協議会）

○跡地利用基本方針策定までの流れ（基本方針は、文化財調査、自然環境調査等様々な調査の成果をもとにまとめられたものであること。また、跡地利用基本方針策定に係る指針から跡地利用基本方針が策定されるまでの間においても、地権者懇談会、県民フォーラム、地域フォーラム、パブリックコメント等の様々な取り組みを行い、地権者・県民・市民の意向反映を図りながら基本方針を策定したこと。）

○返還後に取り組むこと、返還前から取り組んでおく必要があることの仕分けをし、今後当面は以下のようなことに取り組んでいくことを説明。

- ・基本方針実現のための検討課題の整理と検討体制、検討スケジュールの作成
- ・自然環境・文化財等の継続調査
- ・市民・県民への情報発信と意向の反映
- ・地権者との合意形成活動と協働に向けた取り組みの継続・促進

○キャンプ瑞慶覧地区では、跡地利用計画をつくるにあたり、「文句を言うのではなく意見を言おう」との声が地権者から上がり、地権者と行政が一緒になって跡地利用に向けた取り組みを進めている。普天間飛行場においても、今後は今以上に懇談会等を実施していくことが考えられるが、その際には積極的に参加していただき、多くの意見を上げて欲しい。

○また、後世に誇れる、返還されてよかったと将来思えるようなまちづくりをしていくために、行政の積極的な取り組みと合わせて、地権者の方々においても自発的な活動を期待したい。今まさにまちづくりがはじまっていくということを多くの地権者に意識してもらい、一緒になって取り組んでいきたい。



②「今 はじまる まちづくり」(40分)

講師：沖縄国際大学法学部専任講師 上江洲純子氏

◆講演内容の主なポイント

○今日のこの場から、まさにまちづくりが始まるということを意識して欲しい。

○跡地利用基本方針ができ、今後は具体的な跡地利用計画づくりが始まっていくが、その際文句を言うばかりでは対立が生まれる。そうならないよう、要望型のスタイルから提案型のスタイルへ変わっていく必要がある。

○なぜ提案型かといえば、これだけの規模、地権者数、歴史的背景等を有するまちづくりは行政においても経験が無く、地権者数(2,800名もの地権者がおり、家族を含めると10,000人近くなる)や跡地の規模(約481haは、与那原町の面積よりも大きい)を踏まえると、単なる1地区のまちづくりではなく、一つの市町村をつくるのと一緒にである。そのため、行政任せではなく地権者も一緒になって考え、互いが良いものを提案し合いながら取り組んでいくことが必要である。

(以下、参加者によるまちづくりの疑似体験を実施)

○今日のこの場からまちづくりが始まっていくことを体感してもらうため、まちづくりについて考えることの疑似体験をしてみたい。

○目をつぶり、自分が80歳(既に80歳を超えている人は90歳)になったと仮定して、自宅から街に出て歩いてみることを想像して欲しい。そして、80歳の自分にとって今の街に足りないものは何か、また対応策としてどのようなことが考えられるかを隣の人と話し合ってもらいたい。

【参加者からの意見】

- ・80歳になった時のことを考えると、今の街は道が狭く、電柱もあって歩きにくい。また、車が来ても耳が遠くてその音が聞こえづらい。
- ・対応策としては、電柱を無くす(地中化する)、車には他の道を通ってもらい遊歩道とする、安心して歩けるように道幅を広げるといったことが考えられる。



○今の疑似体験だけでも、80 歳になった時の自分を頭の中で演じ、様々なことを想像したと思う。まちづくりを考える上では、想像力が大切であり、様々な立場でものごとを考えていくことが必要である。

○また、まちづくりと言うと大きな所から見がちになるが、普天間飛行場跡地約 481ha を考えるといってもなかなか難しい。そのため、日々歩いているところ、身近なところから考えてみるのが、まちづくりのスタート地点になると思う。

○若手の会では、まちづくりについて考える取り組みを既に始めており、これが広がっていくことにより、地権者参加、市民参加につながっていく。今日疑似体験したことを地域の地権者の方にも伝え、広めて欲しい。

○また、多くの専門家を味方につけ、まちづくりへのアドバイスをもらえるような環境をつくっておくことも重要である。

○まちづくりの手法に正解は無いが、まずは、身近なことを考えるところからスタートして欲しい。

○若手の会は、「企画力」、「調整力」を蓄え、地権者と市民のコーディネーター（将来のまちづくりのリーダー）となって欲しい。そのためにも、今行っている活動は非常に重要であり、今後も引き続き取り組んでいくことが大切である。

○地権者の方々には、「想像力」、「表現力」をつけてもらい、行政・市民とも連携を図りながら、多くの仲間をつくっていくことにより、まちづくりを進める上での「地主力」となって強力なパワーを発揮することにつながると思う。



2-7 広報チラシによる情報提供

普天間飛行場跡地利用に係る取り組みや「跡地利用基本方針策定に係る指針」、策定後の「跡地利用基本方針」の内容を広く市民へ周知するため、跡地利用基本方針策定調査において作成された以下の資料を印刷し、市内の自治会加入 22,000 世帯に配布した。

- ・ 普天間飛行場の跡地利用に関するレポート＜第2回＞
- ・ 普天間飛行場跡地利用基本方針

【普天間飛行場の跡地利用に関するレポート＜第2回＞】



◆主な掲載事項

- ・ 跡地利用基本方針策定に係る指針の内容
- ・ 跡地利用基本方針策定までの流れ

【普天間飛行場跡地利用基本方針】



◆主な掲載事項

- ・ 跡地利用基本方針の概要
- ・ 普天間飛行場及び周辺の概況

2-8 各種団体を対象とした懇談会

普天間飛行場跡地利用に係る市民の理解を深めるとともに、今後跡地利用に係る取り組みを持続的にいき、検討の輪を広げていく上での一環として、宜野湾市婦人連合会を対象に懇談会を実施した。

懇談会の実施概要及び意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 婦人連合会懇談会実施概要

日 時：平成18年2月3日（金） 午後7時30分～8時30分

場 所：宜野湾市民会館1階会議室

内 容：

1. 跡地利用基本方針策定に係るこれまでの経過説明
2. 跡地利用基本方針策定に係る指針のビデオ放映
3. 意見交換

(2) 懇談会であげられた意見の概要

①跡地のまちづくりに係る意見

○今はバリアフリー、ユニバーサルデザインの時代である。跡地利用においては、車が主体ではなく、人間にやさしいまちづくりを行って欲しい。

○跡地利用の際には、電線類の地中化を行って欲しい。

○(仮)普天間公園については、まちのどこからでも公園に入れるような整備をして欲しい。公園が身近に利用できると、市民の健康増進にもつながると思う。

○「普天間」の地名が無いにもかかわらず何で「普天間飛行場」なのか。本来であれば「宜野湾飛行場」というべきではないか。このことは地域でよく話す話題にもなっている。

○宜野湾市の市街地は、建物が密集し、緑が非常に少なくなっている。跡地利用においては、緑を多く確保し、真に緑豊かなまちづくりを実現して欲しい。

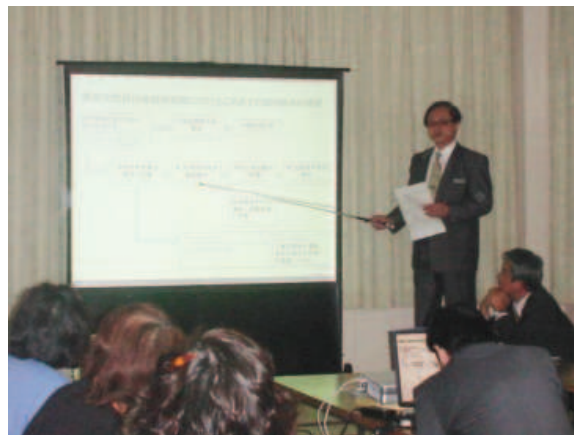
○跡地利用においては、跡地の中だけを考えるのか。周辺とも連携を図りながら、連続性のあるまちづくりを実現して欲しい。

○跡地利用にあたっては、風致公園や自然公園の整備等、大きな規模を最大限有効に活用したまちづくりをして欲しい。また、既存の田いも畑の環境にも考慮してほしい。

②今後の跡地利用への関わり方についての意見

○今後も跡地利用に対して意見を言えるような場を設けて欲しい。

○跡地利用には非常に興味を持っている。このようなまちづくり勉強会は、2ヶ月に1回でもよいので、継続的に実施して欲しい。ぜひ、婦人会の声、女性の声をあげていきたいと思う。



2-9 まちづくり学習の展開に向けた取り組み

宜野湾市で生活する市内小中学生に、今から普天間飛行場跡地利用及び宜野湾市のまちづくりに関心を持ち、考えてもらうことを目的とした本取り組みは、平成14年度以降、以下のような流れで取り組みを進めてきた。

平成14年度：まちづくり学習実施に対する可能性の把握（市内小中学校の「総合学習の時間」を担当する教員へのアンケート調査を実施）

平成15年度：学習プログラム案の作成と実施に向けた学校側との調整（普天間中学校、大山小学校）

平成16年度：普天間中学校におけるまちづくり学習の実施

今年度は、普天間中学校における取り組みの情報をホームページで入手した嘉数中学校からの要望を受け、学校・市文化課・基地渉外課との連携を図りながら、以下の通りまちづくり学習会の支援を行った。また、嘉数中学校における取り組みの後、真志喜中学校においても同様の学習会を実施した。

なお、嘉数中学校においては、学習会の後、テーマごとのグループ学習が行われ、1月31日（火）に発表会が行われた。

【嘉数中学校におけるまちづくり学習会実施概要】

日時：平成17年11月29日（火）午後2：35～4：25

会場：嘉数中学校体育館

対象：嘉数中学校1年生

【真志喜中学校におけるまちづくり学習会実施概要】

日時：平成18年1月11日（水）午後2：35～4：25

会場：真志喜中学校体育館

対象：真志喜中学校1年生

【学習会で提供した情報内容】

①宜野湾市の基礎的事項（宜野湾市の豆知識）（15分）

- ・沖縄県における宜野湾市の位置
- ・宜野湾市の都市構造（市の中心部に普天間中学校があり、その周辺を市街地が取り囲んでいること、普天間飛行場は嘉数中学校が290個分もあること等）
- ・宜野湾市の人口（総人口、学校区別人口、年齢別人口）
- ・宜野湾市の産業（大山田いも地域、中心市街地・西海岸の商業等）
- ・バーチャル映像を活用し、上空から宜野湾市の概要を確認

②宜野湾市の歴史・文化（25 分）

- ・ 宜野湾市の生い立ち
- ・ 戦前の宜野湾の様子（集落の分布状況、道路、宜野湾並松、軽便鉄道の様子等）
- ・ 宜野湾の文化財・遺跡の状況
- ・ 嘉数地域の戦前・戦後の様子 等

③宜野湾市の環境（25 分）

- ・ 宜野湾市の緑の分布状況（基地内に緑が多く残っていること等）
- ・ 宜野湾市の公園（現在整備されている公園の状況と、普天間飛行場跡地利用においては、基地が市の中心にあるという特性を活かして、多くの市民が集まれ、楽しめる公園整備が期待されていること等）
- ・ 宜野湾市に生息する動植物（貴重種とその分布状況）
- ・ 宜野湾市の植生
- ・ 宜野湾市の水環境（水の流れ、湧水の存在等）
- ・ 数多くある鍾乳洞の存在（普天間飛行場の地下にも大きな鍾乳洞があり、跡地利用と合わせて保全・活用策を考えていく必要があること等）
- ・ 環境を守るために宜野湾市で行っている取り組み（ごみの分別収集、リサイクル、下水道整備）

④宜野湾市の基地（20 分）

- ・ 普天間飛行場の概要（用途、大きさ、基地内施設、所属航空機、旋回ルート、地権者数、従業員数等）
- ・ キャンプ瑞慶覧の概要（用途、位置、大きさ、従業員数）
- ・ キャンプ瑞慶覧跡地利用に向けた取り組みの状況
- ・ 普天間飛行場跡地利用に向けた取り組みの状況（平成 13 年度以降に行っている調査、基本方針の策定作業を進めていること、跡地利用基本方針で検討されていることの紹介、みんなで考えていくことの呼びかけ等）

【嘉数中学校における発表会の概要】

発表会は、5～6 名程度のグループごとに、「メンバー紹介」、「学習テーマを選んだ動機」、「調べた内容」、「学習の感想」といった順序で、工夫を凝らしたパワーポイントに行われた。発表された主な学習テーマは以下のとおりである。

- ・ 宜野湾市の文化財
- ・ 宜野湾市の嘉数高台公園
- ・ 宜野湾市の歴史（軽便鉄道、羽衣伝説等）
- ・ 宜野湾市の環境（ごみの分別収集、リサイクル、犬の放し飼い等）
- ・ 宜野湾市の小中学校について（各学校の良い点、教育目標等）
- ・ 方言と文化について
- ・ 普天間基地と返還について

【嘉数中学校】



【真志喜中学校】

